

# 浪花おふくろファンド

追加型投信／内外／株式  
ファンド・オブ・ファンズ

投資信託説明書  
(請求目論見書)  
2023年10月

株式会社パリミキアセットマネジメント

(本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。)

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

- ・浪花おふくろファンドは、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なり、預金保険機構、貯金保険機構、および保険契約者保護機構の保護対象ではありません。また、証券会社を通じて購入していない場合は投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・浪花おふくろファンドは、国内外の投資信託証券などの値動きのある証券に投資します。また、外貨建て投資信託証券に投資する場合には為替の変動もあります。なお、投資信託証券の組入証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、価額が下落し、損失を被ることがあります。よって、基準価額は変動し、購入時の価額を下回ることもあります。
- ・当ファンドに投資することに伴う上記のようなリスクによる損益は、すべてお客様に帰属します。  
したがって、浪花おふくろファンドは元本が保証されているものではありません。

この投資信託説明書（請求目論見書）により行う浪花おふくろファンドの受益権の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により2023年6月2日に有価証券届出書を関東財務局に提出し、その届出の効力は2023年6月3日に生じております。また、同法7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を2023年9月15日、2023年9月28日、2023年9月29日に関東財務局に提出しております。

有価証券届出書提出日 : 2023年6月2日提出  
発行者名 : 株式会社パリミキアセットマネジメント  
代表者の役職氏名 : 代表取締役 磯野 昌彦  
本店の所在の場所 : 東京都中央区京橋三丁目3番4号 京橋日英ビル3階

#### 届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称 : 浪花おふくろファンド  
募集内国投資信託受益証券の金額 : 5,000億円を上限とします。  
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 : 該当ありません。

## <目 次>

第一部	証券情報	1
第二部	ファンド情報	4
第1	ファンドの状況	4
1	ファンドの性格	4
2	投資方針	11
3	投資リスク	28
4	手数料等及び税金	31
5	運用状況	34
第2	管理及び運営	42
1	申込（販売）手続等	42
2	換金（解約）手続等	43
3	資産管理等の概要	44
4	受益者の権利等	47
第3	ファンドの経理状況	49
1	財務諸表	52
2	ファンドの現況	60
第4	内国投資信託受益証券事務の概要	61
第三部	委託会社等の情報	62
第1	委託会社等の概況	62
1	委託会社等の概況	62
2	事業の内容及び営業の概況	65
3	委託会社等の経理状況	66
4	利害関係人との取引制限	99
5	その他	99
	投資信託約款	100

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

「浪花おふくろファンド」（以下「当ファンド」又は「ファンド」ということがあります。）

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当ファンドは、分配金再投資専用ファンドです。

当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当ファンドの委託者である株式会社パリミキアセットマネジメント（以下「委託会社」又は「当社」ということがあります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。

基準価額\*は、下記の委託会社にてご確認いただけます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

<基準価額の照会先>

株式会社パリミキアセットマネジメント	
電話番号	(本社) 03-6682-2868
営業時間	午前9時～午後5時
定休日	土曜日、日曜日、祝日並びに年末年始
ホームページ	<a href="https://pmam.co.jp/">https://pmam.co.jp/</a>

\*「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権口数で除して得た額で、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

(5) 【申込手数料】

ありません。 (無手数料)

(6) 【申込単位】

1万円以上1円単位

※収益分配金を再投資する場合は1円単位とします。

(7) 【申込期間】

2023年6月4日から2024年6月3日までです。

但し、申込受付は、委託会社及び販売会社の営業日に限り行われます。

なお、申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所は、下記の通りです。その他の販売会社は下記にお問い合わせ下さい。

株式会社パリミキアセットマネジメント(※)	
所在 地	(本社) 〒104-0031 東京都中央区京橋三丁目3番4号 京橋日英ビル3階
電話番号	(本社) 03-6682-2868
営業時間	午前9時～午後5時
定休日	土曜日、日曜日、祝日並びに年末年始

(※) 株式会社パリミキアセットマネジメントは、「委託会社」であるとともに、自己が発行した当該ファンドの受益権を自ら募集する「販売会社」も兼ねております。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額に手数料及び当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

振替受益権に係る各取得申込受付日の申込金額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、当ファンドの受託者である株式会社りそな銀行（以下「受託会社」ということがあります。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

上記(8)<申込取扱場所>にお支払い下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

## (12) 【その他】

### ①申込の方法

イ. 当ファンドの受益権の取得申込は、申込期間の毎営業日に受付けます。

取得申込の受付は、原則として、午後3時までとします。受付時間を過ぎてからの申込は翌営業日の取扱とします。

買付数で生ずる1口未満の端数の取扱いについては、委託会社又は販売会社にお問い合わせ下さい。

ロ. 受益権の取得申込者は、販売会社との間で「総合取引約款」による「総合取引契約」を締結します。

### ②申込証拠金

該当事項はありません。

### ③日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

### ④振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。当ファンドの収益分配金、一部解約金、償還金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

#### (参考)

◆投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（以下「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

###### <ファンドの目的>

当ファンドは、日本の皆様に本当に長期で安心して投資できる機会を提供することで、一人でも多くの皆様がお金から自由になり、本来のあるべき人生を歩んでいただくお手伝いをすることを目的としています。

###### <ファンドの特色>

1 主に株式投信への投資によって長期的に高い運用成績をめざします

投資比率は高めの維持が基本

長期的には株価は上昇すると予想していますので、国や地域、或いは企業選別に強みを持つファンドを厳選します。しかし、景気が過熱したり、投資家心理が強気に傾き過ぎたり、各ファンドが投資対象とする市場で割高感が強まった場合は、その後の株価下落に備えて投資比率を低くし、現金の割合を増やす調整を行います。

2 広く世界に分散投資します

長期的な株価上昇には、企業利益の継続的な増加が必要だとの観点から、世界中に存在する優れた企業への選別投資を実行しているファンドに投資することが、最も効果的かつ効率的であると考え、ファンド・オブ・ファンズ方式（※）を採用しました。

3 長期の財産形成を目指し、収益分配金は全て再投資します

大幅な値上がり益が得られる場合でも、得られた利益はさらに将来の利益の元とするために使いたいと考えています。当ファンドはこれまで収益分配を行っておりませんが、今後、分配を行う場合であっても、分配金は再投資致します。これによって、複利での資産増加を目指します。

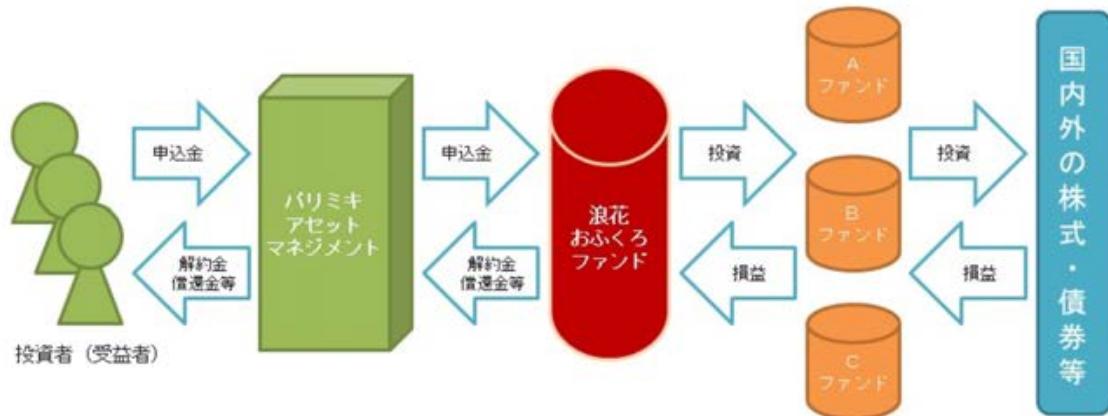
資金動向及び市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

###### <ファンドの基本的性格>

ファンド・オブ・ファンズ

※「ファンド・オブ・ファンズ」とは、投資信託及び外国投資信託の受益証券並びに投資法人及び外国投資法人の投資証券への投資を目的とする投資信託をいいます。ファンドが主要投資対象とする投資信託（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中には、直接株式市場に投資するものも、ファミリーファンド方式でマザーファンドを通じて投資するものもあります。

<イメージ図>



<商品分類>

一般社団法人投資信託協会による商品分類、及び属性区分は以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 資産複合
追加型投信		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類の定義（表の網掛け部分）

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内 外	目論見書又は信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株 式	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式				
一般		グローバル		
大型株		(日本含む)		
中小型株	年1回	日本		
債券	年2回	北米		
一般	年4回	欧州	ファミリーファンド	あり (適時ヘッジ)
公債				
社債				
その他債券	年6回 (隔月)	アジア		
クレジット属性				
不動産投信	年12回 (毎月)	オセアニア		
その他資産	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
(投資信託証券 (株式一般) )		アフリカ		
資産複合	その他	中近東（中東）		
資産配分固定型		エマージング		
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### 属性区分の定義（表の網掛け部分）

その他資産 (投資信託証券（株式一般))	投資信託証券を通じて、主として、株式に投資するものをいいます。
年1回	目論見書又は信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル（日本含む）	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ ・ファンズ	目論見書又は信託約款において、投資信託及び外国投資信託の受益証券並びに投資法人及び外国投資法人の投資証券への投資を主な目的とするものをいいます。
為替ヘッジあり (適時ヘッジ)	目論見書又は信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替ヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

※商品分類・属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <https://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

#### ＜信託金限度額＞

信託金の限度額は、5,000億円です。但し、受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

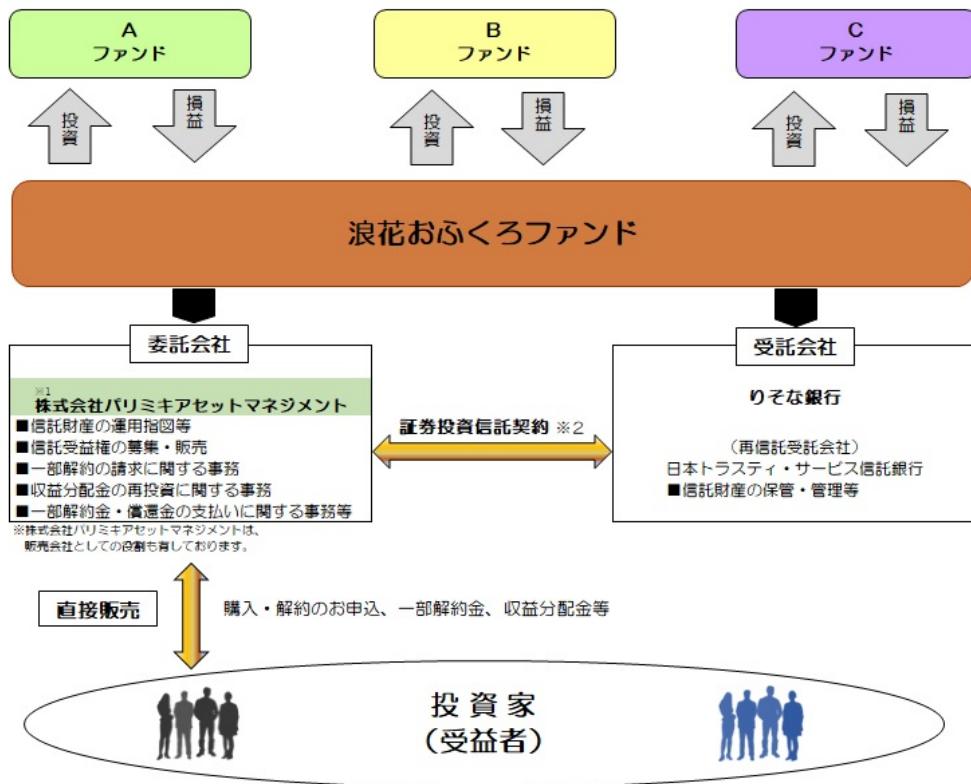
#### （2）【ファンドの沿革】

2008年4月 8日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

2010年4月 1日 かいたく投信株式会社、浪花おふくろ投信株式会社、楽知ん投信株式会社の3社合併に伴い、ファンドの委託会社としての業務を浪花おふくろ投信株式会社（新社名：クローバー・アセットマネジメント株式会社）が継承

### (3) 【ファンドの仕組み】

#### ①ファンドの仕組み



※1株式会社パリミキアセットマネジメントは、販売会社としての役割も有しております。

※2受託会社との契約：ファンドの運用方針、信託報酬の総額等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

#### <事業内容>

株式会社パリミキアセットマネジメント  ※委託会社は自己の発行した当該ファンドの受益権を自ら募集するため、販売会社も兼ねております。	<委託会社> ファンドの設定、信託財産の運用指図、信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結・解約の実行、受益権の発行、目論見書及び運用報告書の作成、信託財産の計算（基準価額の計算）、信託財産に関する帳簿書類の作成等を行います。  <販売会社> 自己が発生した受益権の募集及び販売の取扱いを行い、目論見書の交付、運用報告書の交付、分配金・一部解約・償還金の支払いに関する事務を行います。また、口座管理機関として、受益権の帰属を明らかにするために口座管理簿への記載・記録業務を行います。
株式会社りそな銀行 (再信託受託会社) 株式会社日本カストディ銀行	<受託会社> 委託会社との信託契約の締結、信託財産の保管・管理・計算等の業務などを行い、分配金、解約金及び償還金の委託会社への交付を行います。なお、株式会社日本カストディ銀行に信託事務の一部を再信託いたします。

<関係法人との契約の概要>

委託会社と受託会社との契約 「証券投資信託契約」	運用に関する事項、委託会社及び受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。なお、この信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届けられた信託約款の内容で締結されます。
-----------------------------	--

②委託会社の概況

委託会社名：株式会社パリミキアセットマネジメント  
所 在 地：（本社）東京都中央区京橋三丁目3番4号 京橋日英ビル3階

a. 資本の額（2023年3月末日現在）

資本金	100,000千円
発行する株式の総数	500,000株(甲種類) 320,000株(乙種類)
発行済株式の総数	274,918株(甲種類) 155,142株(乙種類)

b. 会社の沿革

2006年 3月 28日	「浪花おふくろ投信株式会社」設立（資本金50,000千円）
2006年 9月 8日	増資 70,000千円（資本金120,000千円）
2008年 1月 24日	金融商品取引業者＜近畿財務局長（金商）第242号＞
2008年12月12日	増資 30,000千円（資本金150,000千円）
2009年 7月 17日	増資 35,000千円（資本金185,000千円）
2010年 4月 1日	楽知ん投信株式会社、かいたく投信株式会社と合併。 浪花おふくろ投信株式会社を存続会社として「クローバー・アセットマネジメント株式会社」に商号変更（資本金185百万円）。
2010年 7月 30日	増資 25,000千円（資本金210,000千円）
2011年 7月 4日	増資 25,000千円（資本金235,000千円）
2012年 7月 4日	増資 15,000千円（資本金250,000千円）
2013年 2月 8日	増資 30,000千円（資本金280,000千円）
2013年 7月 1日	本社移転（大阪府大阪市から東京都千代田区）
2013年 8月 27日	金融商品取引業者＜関東財務局長（金商）第2727号＞
2014年 5月 6日	本社移転（東京都千代田区から東京都中央区）
2016年 3月 28日	増資 6,500千円（資本金286,500千円）
2017年 2月 24日	増資 5,000千円（資本金291,500千円）
2018年 7月 25日	減資 191,500千円（資本金100,000千円）
2023年10月 1日	株式会社パリミキアセットマネジメントに商号変更

c. 大株主の状況（2023年9月末現在、特別支配株主からの株式譲渡請求手続中であり、10月5日付で以下となる予定です。）

発行済株式の総数(a) 及び資本金	甲種類株式：274,918株(a)  乙種類株式：155,142株＊1  合計 : 430,060株  資本金：100,000千円		
氏名、商号又は名称	住所	所有株式数 (b)	発行済株式総数に対する所有株式数 の割合＊2 (b/a)
株式会社ルネット	兵庫県 姫路市	274,918株	100.0%

\*1 乙種類株式は議決権を有しません

\*2 甲種類株式を対象に記載しております。

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

#### A. 基本方針

一般家庭の“時間をかけた財産作り”をお手伝いさせていただくために、信託財産の長期的な成長を図ることを目的としています。

#### B. 投資態度

運用にあたっては、景気変動のサイクルに沿った、アセットアロケーションの切り替えを大前提とします。厳しい基準に基づいて選択されたファンドを活用し、景気サイクルのダイナミズムを先取りする形で、資産配分を行っていきます。運用成果については、特定のベンチマークを設けることはしません。短期的な市場変動に惑わされることなく、長期的な資産の成長を目指して運用を行います。

### (2) 【投資対象】

主として国内外の投資信託証券を主要投資対象とします。

当ファンドは、以下に示す指定投資信託証券を主要投資対象とします。

- ・SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ（適格機関投資家専用）
- ・NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信
- ・コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90（適格機関投資家限定）
- ・コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド95（適格機関投資家限定）
- ・iシェアーズコアMSCI ヨーロッパ UCITS ETF EUR
- ・iシェアーズMSCI ヨーロッパ（除く英国） UCITS ETF EUR
- ・iシェアーズMSCI 英国 UCITS ETF
- ・iシェアーズMSCI 英国小型株 UCITS ETF
- ・iシェアーズコアMSCI エマージング・マーケット ETF
- ・iシェアーズMSCI エマージング・マーケット ETF
- ・iシェアーズコア S&P500 ETF
- ・iシェアーズコア MSCI パシフィク（除く日本） UCITS ETF
- ・チカラ・ファンズ・PLC 一チカラ ジャパン アルファファンド クラスC  
(アイルランド籍UCITS適格オープンエンド型投資信託)
- ・コムジェスト世界株式ファンド（適格機関投資家限定）
- ・2Xideas UCITS-グローバル・ミッドキャップ・ライブラリー・ファンド  
(ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託)
- ・ダイワ新興アセアン中小型株ファンド（ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託）
- ・シンプレクス中計ファンド（ロング）（適格機関投資家専用）

\*上記は、本書届出日現在の指定投資信託証券です。

①この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定める「特定資産」の種類をいいます。）は次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形

②投資の対象とする有価証券の指図範囲等

主として別に定める投資信託証券に投資することを指図します。

- 1) 金融商品取引法第2条第1項第10号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券
- 2) 金融商品取引法第2条第1項第11号に掲げる投資証券もしくは投資法人債券又は外国投資証券

### ③投資の対象とする金融商品

上記②に掲げる有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- 1) 預金
- 2) 金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン

### ④その他の投資対象

信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

#### （参考）指定投資信託証券について

指定投資信託証券の投資方針、関係法人、信託報酬等について、本書届出日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は、本書届出日現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

※指定投資信託証券の中には、直接市場に投資するものも、ファミリーファンド方式でマザーファンドを通じて投資するものもあります。

※指定投資信託証券の名称について、「（適格機関投資家専用）、（適格機関投資家限定）」の部分を省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。

※指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

<指定投資信託証券の概要>

種類・項目	SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイン (適格機関投資家専用)
運用の基本方針	
基本方針	ファミリーファンド方式により、信託財産の中長期的な成長をめざして積極的な運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。）上場株式のうち中小型株を主な投資対象とする、中小型割安成長株・マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。
投資態度	<p>①主として、マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の積極的な成長をめざして運用を行います。</p> <p>②マザーファンド受益証券の組入れ比率は、原則として高位を維持します。</p> <p>③ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。</p> <p>④マザーファンド受益証券の運用に関しては、エンジェルジャパン・アセツトマネジメント株式会社より投資助言を受けます。</p>
投資制限	<p>①マザーファンドへの投資割合に制限を設けません。</p> <p>②株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>③新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>④同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>⑤同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>⑦外貨建資産への投資は、行いません。</p> <p>⑧投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p>
収益分配	毎決算期に、配当等収益とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額との合計額から諸経費等を控除した金額の範囲とし、収益分配方針に基づいて分配します。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率1.166%（税抜：1.06%） (委託会社1.10%、販売会社0.011%、受託会社0.055%) (税抜：委託会社1.0%、販売会社0.01%、受託会社0.05%) ※委託会社の報酬には、投資顧問（助言）会社への支払報酬を含みます。
販売手数料	ありません
信託財産留保金	ありません
その他費用	信託財産に係る租税、信託事務の処理に要する諸費用等は、信託財産中から

	支弁します。
その他	
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第311号 一般社団法人 投資信託協会加入／一般社団法人 日本投資顧問業協会加入
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第33号
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年7月22日（休業日の場合は翌営業日）

<指定投資信託証券の概要>

種類・項目	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信
運用会社	野村アセットマネジメント
設定日	2001年7月11日
目的	TOPIXに連動する投資成果を目指す
対象銘柄	TOPIXに採用されている、または採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行う
運用	信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率を、TOPIXにおける個別銘柄の時価総額構成比率から算出される、株数の比率に維持する
分配日	毎年7月10日 信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配する
売買方法	証券会社を通じて注文する
売買単位	10口以上10口単位
信託報酬	年率0.24%（税抜き）以内

<指定投資信託証券の概要>

種類・項目	コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90 (適格機関投資家限定)
-------	------------------------------------

運用の基本方針	
基本方針	<p>①コムジェスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通して、主としてヨーロッパ諸国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。</p> <p>②親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によっては親投資信託の組入比率の調整を行います。</p> <p>③実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>④原則として、有価証券先物取引等は行いません。</p> <p>⑤原則として、有価証券の貸付は行いません。</p>
主な投資対象	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
	<p>①株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>②投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>④新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p>

主な投資制限	<p>⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>⑥同一銘柄の転換社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>⑦外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>⑧外国為替予約取引は約款の範囲で行います。</p> <p>⑨一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポートージャー、債券等エクスポートージャーおよびデリバティブ等エクスポートージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなつた場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
収益分配時期 及び方法	<p>毎決算時（原則として12月30日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <p>①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。</p> <p>③留保益の運用については、特に制限を設げず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
ファンドに係る費用	
信託報酬	年率0.90%（税抜き） <委託会社>年0.57%、<販売会社>年0.28%、<受託会社>年0.05%
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	なし
その他	
投資運用会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限
決算日	原則として、12月30日

#### <指定投資信託証券の概要>

種類・項目	コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド95 (適格機関投資家限定)
-------	--

運用の基本方針	
基本方針	<p>①コムジェスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通して、主として新興国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。</p> <p>②親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によっては親投資信託の組入比率の調整を行います。</p> <p>③実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>④原則として、有価証券先物取引等は行いません。</p> <p>⑤原則として、有価証券の貸付は行いません。</p>
主な投資対象	ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
	<p>①株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>②投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p>

主な投資制限	<p>④新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>⑥同一銘柄の転換社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>⑦外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>⑧外国為替予約取引は約款の範囲で行います。</p> <p>⑨一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
	<p>毎決算時（原則として12月30日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <p>①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。</p> <p>③留保益の運用については、特に制限を設げず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
収益分配時期 及び方法	
ファンドに係る費用	
信託報酬	年率0.95%（税抜き） <委託会社>年0.60%、<販売会社>年0.3%、<受託会社>年0.05%
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	なし
その他	
投資運用会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限
決算日	原則として、12月30日

#### <指定投資信託証券の概要>

種類・項目	iシェアーズコア MSCIヨーロッパ UCITS ETF EUR
運用会社	BlackRock Asset Management Ireland Limited
設定日	2009年9月28日
目的	MSCIヨーロッパ指数に連動する投資成果を目指す。
対象銘柄	可能な限り実用的なMSCI ヨーロッパ指数のコンポーネント有価証券から成る株式銘柄のポートフォリオに投資する。
運用	本ファンドはベンチマーク指標と同様のリターンを達成するための最適化を目的としており、よって必ずしも同一銘柄、同一加重比率を保持するとは限らない。投資収益はファンドに再投資される。
分配日	-
売買方法	証券会社を通じて注文する
売買単位	1口単位
信託報酬	0.12%

#### <指定投資信託証券の概要>

種類・項目	iシェアーズ MSCIヨーロッパ(除く英国) UCITS ETF EUR
-------	--------------------------------------

運用会社	BlackRock Asset Management Ireland Limited
設 定 日	2006年6月5日
目 的	MSCIヨーロッパ(除く英国)指数に連動する投資成果を目指す。
対象銘柄	ベンチマーク指標である MSCI ヨーロッパ(除く英国)インデックスのコンポーネント有価証券から構成される持分証券のポートフォリオに投資する。
運 用	本ファンドはベンチマーク指標と同様のリターンを達成するための最適化を目的としており、よって必ずしも同一銘柄、同一加重比率を保持するとは限らない。
分 配 日	3月27日、6月26日、9月25日、12月27日
売買方法	証券会社を通じて注文する
売買単位	1 口単位
信託報酬	0.40%

<指定投資信託証券の概要>

種類・項目	iシェアーズ MSCI英国 UCITS ETF
運用会社	BlackRock Asset Management Ireland Limited
設 定 日	2010年9月15日
目 的	MSCI英国指数に連動する投資成果を目指す。
対象銘柄	同ファンドのベンチマーク指標である MSCI UK インデックスのコンポーネント有価証券で構成する。
運 用	本ファンドは、ベンチマーク指標が含むすべての有価証券をベンチマーク指標の加重と同様の比率で保持することにより、ベンチマーク指標の複製を目的とする。投資収益はファンドに再投資される。
分 配 日	-
売買方法	証券会社を通じて注文する
売買単位	1 口単位
信託報酬	0.33%

<指定投資信託証券の概要>

種類・項目	iシェアーズ MSCI英国小型株 UCITS ETF
運用会社	BlackRock Asset Management Ireland Limited
設 定 日	2009年6月22日
目 的	MSCI英国小型株指数のリターンから手数料・費用控除後の運用成果を目指す。
対象銘柄	可能な限り実用的なMSCI UK スモールキャップインデックスのコンポーネント有価証券から成る株式銘柄のポートフォリオに投資する。
運 用	本ファンドはベンチマーク指標と同様のリターンを達成するための最適化を目的としており、よって必ずしも同一銘柄、同一加重比率を保持するとは限らない。投資収益はファンドに再投資される。
分 配 日	-
売買方法	証券会社を通じて注文する
売買単位	1 口単位
信託報酬	0.58%

<指定投資信託証券の概要>

種類・項目	iシェアーズコア MSCI エマージング・マーケット ETF
-------	--------------------------------

運用会社	BlackRock Fund Advisors
設 定 日	2012年10月22日
目 的	MSCIエマージング・マーケット・インベスタブル・マーケット指数に連動する投資成果を目指す。
対象銘柄	主な構成銘柄は、一般消費財、エネルギー、金融、ITセクターなどの企業。主に24の新興国市場（ブラジル、チリ、中国、コロンビア、チェコ、エジプト、ギリシャ、ハンガリー、インド、インドネシア、マレーシア、メキシコ、パキスタン、ペルー、フィリピン、ポーランド、カタール、ロシア、南アフリカ、韓国、台湾、タイ、トルコ、アラブ首長国連邦）の大型・中小型株に投資する。
運 用	本ファンドはベンチマーク指標との乖離率を低く抑えることで、コスト削減と税引後のパフォーマンス向上を目指す。本ファンドは代用サンプリング手法を用いる。
分 配 日	2019年12月20日、2020年6月19日
売買方法	証券会社を通じて注文する
売買単位	1口単位
信託報酬	0.14%

<指定投資信託証券の概要>

種類・項目	iシェアーズMSCI エマージング・マーケットETF
運用会社	BlackRock Fund Advisors
設 定 日	2003年4月11日
目 的	MSCIエマージング・マーケット指数のパフォーマンスに連動する投資成果を目指す。
対象銘柄	主に24の新興国市場（ブラジル、チリ、中国、コロンビア、チェコ、エジプト、ギリシャ、ハンガリー、インド、インドネシア、マレーシア、メキシコ、パキスタン、ペルー、フィリピン、ポーランド、カタール、ロシア、南アフリカ、韓国、台湾、タイ、トルコ、アラブ首長国連邦）の大型・中型株に投資する。
運 用	本ファンドはベンチマーク指標との乖離率を低く抑えることで、コスト削減と税引後のパフォーマンス向上を目指す。本ファンドは代用サンプリング手法を用いる。
分 配 日	2019年12月20日、2020年6月19日
売買方法	証券会社を通じて注文する
売買単位	1口単位
信託報酬	0.69%

<指定投資信託証券の概要>

種類・項目	iシェアーズコアS&P 500 ETF
運用会社	BlackRock Fund Advisors
設 定 日	2000年5月19日
目 的	S&P500指数のパフォーマンスに連動する運用成果を目指す。
対象銘柄	S&P500指数の全構成銘柄に投資し、主に米国の大型株を保有する。
運 用	四半期ごとに時価総額方式を用いて保有銘柄のウェートを算定しリバランスする。
分 配 日	2019年9月30日、12月20日、2020年3月31日、6月19日
売買方法	証券会社を通じて注文する

売買単位	1 口単位
信託報酬	0.04%

<指定投資信託証券の概要>

種類・項目	iシェアーズコア MSCIパシフィック（除く日本） UCITS ETF
運用会社	BlackRock Asset Management Ireland Limited
設定日	2010年9月15日
目的	MSCIパシフィック（除く日本）指数のリターンから手数料・費用控除後の運用成果を目指す。
対象銘柄	可能な限りMSCIパシフィック（除く日本）指数のコンポーネント有価証券から成る株式銘柄のポートフォリオに投資する。
運用	本ファンドは、ベンチマーク指標が含むすべての有価証券をベンチマーク指標の加重と同様の比率で保持することにより、ベンチマーク指標の複製を目的とする。投資収益はファンドに再投資される。
分配日	-
売買方法	証券会社を通じて注文する
売買単位	1 口単位
信託報酬	0.2%

<指定投資信託証券の概要>

商品分類	追加型投信／海外／株式
ファンド名	チカラ・ファンズ・PLC – チカラ ジャパン アルファファンド クラスC (アイルランド籍 UCITS適格オープンエンド型投資信託)
設定日	2007年4月4日
運用の基本方針	
基本方針	主として日本の株式に投資して、長期的なキャピタルゲインの獲得を目指します。
投資対象	日本の証券取引所で上場・取引される企業、または、主に日本で経済活動を行う企業の株式を中心に構成されるポートフォリオに投資します。
投資方針	基本的にはファンダメンタルズに基づいたロング・オンリーの投資戦略。日本の証券取引所で上場・取引される企業、または、主に日本で経済活動を行う企業の株式に投資する。大型株のみならず中小型株にも投資する。運用資産の10%を上限にETFなどに投資することもある。
収益分配	無し
ファンドに係る費用	
信託報酬	年率1.5%
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	①アドミニストレーションフィー：最大0.12% ②カストディアンフィー：最大0.02% ③その他、ファンドの事務処理等に要する費用等
その他	
運用会社	チカラ インベストメント LLP (英国)
受託会社	ノーザン・トラスト・フィデュシャリー・サービス (アイルランド) リミテッド
事務管理会社	ノーザン・トラスト・インターナショナル・ファンド・アドミニストレーション・サービス (アイルランド) リミテッド
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年11月30日

<指定投資信託証券の概要>

商 品 分 類	追加型投信／内外／株式／適格機関投資家限定
フ ァ ン ド 名	コムジェスト世界株式ファンド (適格機関投資家限定)
設 定 日	2020年2月13日
信 託 期 間	無期限
決 算 日	原則として、12月30日
償 還 条 項	委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、または受益権の口数が50億口を下回ることとなった場合、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
ク ロ ー ズ ド 期 間	なし
当 初 設 定 額	100億円を上限とします。

追加信託限度額	1,000億円を限度とします。
投資対象	コムジェスト世界株式マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
運用方針	<p>①コムジェスト・エス・エー社に世界中の企業が発行する株式等の運用指図権限を委託している親投資信託受益証券への投資を通して、主としてわが国および新興国を含む世界中の企業が発行する上場株式等に投資し、長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。</p> <p>②親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。</p> <p>③実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>④原則として、有価証券先物取引等は行いません。</p> <p>⑤原則として、有価証券の貸付は行いません。</p> <p>⑥ただし、資金動向・市況動向等の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。</p>
投資制限	<p>①株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>②投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>④新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>⑥同一銘柄の転換社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>⑦外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>⑧外国為替予約取引は約款の範囲で行います。</p> <p>⑨一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
収益分配時期および分配方法	<p>毎決算時（原則として12月30日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <p>①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないこともあります。</p> <p>③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>

信 託 報 酸	総額：0.88%（消費税抜き） 配分（税抜）： <委託会社>年0.57%、<販売会社>年0.28%、<受託会社>年0.03%
申 込 方 法	原則として販売会社にて受け付けます。
申 込 期 間	当初申込期間：2020年2月12日から2020年2月12日 継続申込期間：2020年2月13日以降
申 込 単 位 ・ 価 格	当初申込期間中の販売価額は、1口=1円とします。 継続申込期間中の販売価額は買付申込日の翌営業日の基準価額とします。 最低投資単位は、10,000円以上1円単位とします。 買付代金の受渡しは原則として申込日から起算して3営業日目とします。 午後3時までに申込みを受けたものをその日の申込分とします。ただし、 ユーロネクスト・パリ、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行および ダブリンの銀行の休業日には、受け付けは行いません。
販 売 手 数 料	なし
一部解約について	原則として販売会社にて受け付けます。 1口を最低単位として、販売会社が定めるものとします。 申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 午後3時までに申込を受けたものをその日の申込分とします。ただし、ユーロネクスト・パリ、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行およびダブリンの銀行の休業日には、受け付けは行いません。 当ファンドは買取りを行いません。 一部解約金の受渡しは原則として申込日から起算して6営業日目とします。
信 託 財 産 留 保 金	なし
運 用 報 告 書	作成しません。
フ ァ ン ド 監 査	あり
販 売 会 社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
受 託 銀 行	野村信託銀行株式会社

<指定投資信託証券の概要>

商品分類	追加型投信／海外／株式
ファンド名	2Xideas UCITS-グローバル・ミッドキャップ・ライブラリー・ファンド (ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託)
設定日	2018年4月30日
運用の基本方針	
基本方針	最先端のテクノロジーと人的な調査分析による業界・マーケット分析、個別企業分析に基づき、中型株式且つ長期的に潜在的成長力が非常に高いと分析された約100社への分散投資を行う。ベンチマークであるMSCI ACWIを上回ることを目的とする。
投資対象	世界の上場株式のうち、流動性の高い上場中型（時価総額が20億～300億米ドル）株式。
投資方針	長期高成長（具体的には5～7年で約2倍の利益を生み出す潜在的な成長が見込まれる）中型株式への分散投資を行う。
収益分配	なし
ファンドに係る費用	
信託報酬	年率1.00%
パフォーマンス・フィー	なし
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	Anti-Dilution Levy 0.10%
その他	
運用会社	2Xideas AG
受託会社	European Fund Administration S.A.
事務管理会社	European Fund Administration S.A.
信託期間	無期限
決算日	毎年12月31日

<指定投資信託証券の概要>

商品分類	追加型投信／海外／株式
ファンド名	ダイワ新興アセアン中小型株ファンド (ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託)
設定日	2019年6月26日
運用の基本方針	
基本方針	アセアン（東南アジア諸国連合）の新興諸国に上場している、主に中小型株への投資を通じて、長期的な資産価値の向上を目指す。
投資対象	主な投資対象は、その設立国に関わらず、次の何れかに当たる中小型株とする。 (1)アセアンの新興諸国に上場している、(2)同地域以外で上場しているが主な売上・利益を同地域で計上している、又は(3)同地域以外で上場しているが同地域で大部分の資産を所有・活動を行っている。欧米アジアの銀行が発行する預託証券(DR)も含む。 ヘッジ目的や効率的なポートフォリオ運用の為、同地域の株式指数先物への投資を行うことが出来る。
投資方針	ビジネスの潜在成長力、財務基盤、割安さなどを中心に徹底的なボトムアップアプローチにて分析・厳選し、マーケットから割安に放置されている成長企業の株式や、中堅・大型株式への成長が見込めるアセアンの中小型株式への投資を行う。
収益分配	なし
ファンドに係る費用	
信託報酬	年率0.70%
パフォーマンス・フィー	なし
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	0.17%
その他	
運用会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.
受託会社	RBC Investor Services Bank S.A.
事務管理会社	RBC Investor Services Bank S.A.
信託期間	無期限
決算日	毎年12月31日

<指定投資信託証券の概要>

商品分類	追加型投信／国内／株式
ファンド名	シンプレクス中計ファンド(ロング) (適格機関投資家専用)
設定日	2019年3月12日
運用の基本方針	
基本方針	信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行なうことを基本とします。
投資対象	シンプレクス中計マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	①主に、マザーファンドの受益証券への投資を通じて、国内の上場株式にお

	<p>いて、中期経営計画を実施している銘柄を中心に投資を行います。</p> <p>②信用取引による売建てを行うことがあります。</p> <p>③株式の実質投資割合は原則として、信託財産の50%超を基本とします。</p> <p>④非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産の50%以下を基本とします。</p> <p>⑤資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
投資制限	<p>①マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>②株式への投資割合は制限を設けません。</p> <p>③外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>④デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。</p>
収益分配	<p>毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収益分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</li> <li>・収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、収益分配対象額が少額の場合には、収益分配を行わないことがあります。</li> <li>・留保益の運用については、特に制限を設げず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</li> </ul>
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率1.144%（税抜1.04%） (税抜：委託会社 年1.00% 販売会社 年0.01% 受託会社 年0.03%)
パフォーマンス・フィー	11.00%（税抜10.00%）（ハイ・ウォーター・マーク方式）
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	組入有価証券やデリバティブ取引等の売買の際に発生する売買委託手数料、受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、隨時、信託財産中から支弁します。 信託の計理およびその付随する業務、法定書類の作成・交付に要する費用（これらの業務を外部に委託する場合も含みます。）、および信託の監査人および法律顧問等に対する報酬や費用等も信託財産中から支弁されます。
その他	
委託会社	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第341号 加入協会：一般社団法人 投資信託協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第649号
信託期間	無期限
決算日	毎年8月5日

### (3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

#### 〈運用会議〉

- ① 毎週1回会議を開催
- ② 運用部長及び運用担当者等で構成
- ③ 投資環境全般の分析・検討・資産配分の検討
- ④ 運用計画案の策定



#### 〈投資政策委員会〉

- ① 毎月1回会議を開催
- ② 運用部長を議長とし、代表取締役、運用担当者、業務管理部長、コンプライアンス室長で構成
- ③ 資産運用の基本方針、組入資産等の検討及び運用部からの運用計画案を承認
- ④ 投資政策委員会議事録を作成



#### 〈運用部〉

- ① 投資政策委員会の決定した運用計画の実行（ポートフォリオの構築、売買の指示）、組入資産の調査・分析及びモニタリング等



#### 〈投資政策委員会〉

- ① 運用の成果、運用プロセス等のチェック及び分析管理
- ② ポートフォリオのモニタリング及び評価

#### 〈コンプライアンス室〉

- ① 運用経過及び結果の把握
- ② 運用の基本方針等の遵守状況チェック
- ③ 信託約款規程事項との整合性のチェック

#### 〈業務管理部〉

- ① 約定報告、売買内容確認等
- ② 発注

\*運用体制は2023年3月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

\*当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利益相反となる取引の防止を目的として、「内部者取引の管理等に関する規則」、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の社内諸規則を設けております。また、「運用規程」、「ファンドマネージャー規程」を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めております。

### (4) 【分配方針】

#### a. 収益分配方針

当ファンドは、毎決算時に原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

##### ①分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

##### ②分配対象額についての分配方針

委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等の理由により、分配を行わないことがあります。

### ③留保利益の運用方針

収益分配に充てなかった利益の運用については、特に制限を設けません。委託会社の判断に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

- b. 当ファンドは分配金再投資専用です。収益分配金は所得税、復興特別所得税及び地方税を控除した金額を、ファンドの受益権の取得申込金として、受益者（委託会社の指定する第一種金商品取引業者及び登録金融機関を含みます。）毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じたものとします。

※収益分配金を再投資する場合は、販売手数料はかかりません。

### ＜分配金に関する留意点＞

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンド購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

### （5）【投資制限】

- ①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ②同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。
- ③株式への直接投資は行いません。
- ④信用取引の指図は行いません。
- ⑤デリバティブの直接利用は行いません。
- ⑥組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポートジャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑦一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ取引等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。
- ⑧外貨建資産への投資には制限を設けません。
- ⑨資金の借入れを行うことはできますが、当該借入金をもって有価証券等の運用は行いません。

### 3 【投資リスク】

#### 投資リスク

当ファンドは、株式などに投資する投資信託証券に投資しますので（ファンド・オブ・ファンズ方式といいます。）基準価額はそれら組入株式等の値動きにより変動します。また、外貨建資産に投資する場合、投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動により基準価額は変動します。従って、投資家の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドに生じた利益及び損失は、全て投資家の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

主なリスクは以下の通りですが、当ファンドに係る全てのリスクを完全には網羅しておりませんので、ご留意下さい。

##### (1) 價格変動リスク

当ファンドは、国内外の株式等へ投資する投資信託を通じて、間接的に株式等へ投資します。株価は、国内外の政治・経済情勢、株式等の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また短期間に大幅に変動することがあります。一般に、新興国の株式等は先進国に比べて価格変動が大きくなる傾向があります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落し、損失を被る場合があります。

##### (2) 為替変動リスク

世界各国の通貨建有価証券等に投資する場合、円貨ベースの資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることになります。為替レートは、一般に当該国・地域の政治、経済及び社会情勢等の変化により変動します。従って、これらの影響を受け、基準価額が変動する可能性があります。

##### (3) カントリー・リスク

外国証券への投資には、当該国・地域の政治、経済及び社会情勢等の変化により混乱が生じた場合には、基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。その場合に基準価額は下落し、損失を被る場合があります。

##### (4) 信用リスク

間接的に投資する株式について、発行者の経営、財務状況の変化及びそれに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は、価格下落の要因のひとつであり、それにより基準価額が下落することがあります。

##### (5) 流動性リスク

市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、組入有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

##### (6) 大量解約に伴うファンドの資産売却によるリスク

一時に相当金額の解約申込があった場合、資金手当てのために保有資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際、当該保有資産を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。結果として基準価額が下落する場合があります。

(7) その他の留意点

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険機構、貯金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・当ファンドは、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

### コンプライアンス室

- 当ファンドの基本方針等についての遵守状況のモニタリング
- 法令諸規則ならびに信託約款規定事項との整合性チェック
- 運用部門と業務部門の機能の明確な分離



### 投資政策委員会

- 運用成果とポートフォリオ全体のリスク分析管理
- 運用プロセスリスクについてのチェック

### 業務管理部

- 当ファンドの純資産総額等の日次管理
- 顧客管理等の事務リスクの管理

※リスク管理体制は、2023年3月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

## ◆参考情報◆

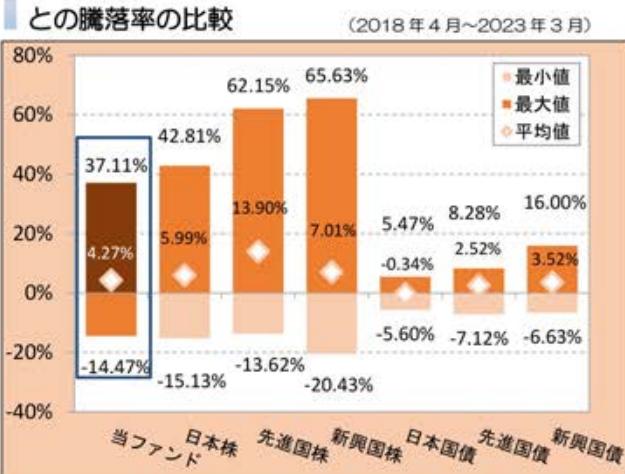
### 当ファンドの年間騰落率及び 基準価額の推移



※分配を行っていないため、分配金再投資基準価額は表示しておりません。

※2018年4月から2023年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び基準価額の推移を表示したものです。

### 当ファンドと他の代表的な資産クラス との騰落率の比較



※グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2018年4月から2023年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

#### 【各資産クラスの指標】

日本株：Morningstar 日本株式指数（税引前配当込み、円ベース）：Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。

先進国株：Morningstar 先進国株式指数（除く日本、税引前配当込み、円ベース）：Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。

新興国株：Morningstar 新興国株式指数（税引前配当込み、円ベース）：Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。

日本国債：Morningstar 日本国債指数（税引前利子込み、円ベース）：Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。

先進国債：Morningstar グローバル国債指数（除く日本、税引前利子込み、円ベース）：Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。

新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数（税引前利子込み、円ベース）：Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

※全て税引前の利子・配当込みの指標値を使用しています。海外資産の指標については、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指標値を使用しています。

#### ＜重要事項＞

当ファンドは、Morningstar, Inc.、又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社（これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います）が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス（以下「Morningstarインデックス」と言います）の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、クローバー・アセットマネジメント株式会社（以下、「当社」と言います。）とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが当社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、当社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、当社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害（逸失利益を含む）について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

ありません。 (無手数料)

### (2) 【換金（解約）手数料】

#### ①換金（解約）手数料

ありません。 (無手数料)

#### ②信託財産留保額

ありません。

### (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下の表に従って計算された信託報酬額に消費税等に相当する金額を加算した金額とします。信託報酬に係る委託会社、販売会社及び受託会社の間の配分は次の通りとなります。

純資産総額	信託報酬の総額	委託会社	販売会社	受託会社
運用開始後、最初に 200億円を超えるまで	年率0.99% (税抜0.90%)	年率0.638% (税抜0.58%)	年率0.319% (税抜0.29%)	年率0.033% (税抜0.03%)
一度200億円を超えてから、 最初に1,000億円を超えるまで	年率0.88% (税抜0.80%)	年率0.5643% (税抜0.513%)	年率0.2827% (税抜0.257%)	年率0.033% (税抜0.03%)
一度1,000億円を超えたら	年率0.77% (税抜0.70%)	年率0.4895% (税抜0.445%)	年率0.2475% (税抜0.225%)	年率0.033% (税抜0.03%)

- ・信託報酬は、毎計算期間の3ヵ月毎の終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日とします。）及び毎計算期末又は信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。
- ・信託報酬に対する消費税等に相当する金額の費用を信託財産は負担します。
- ・信託財産の財務諸表の監査に要する費用及び信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額は、委託者が信託財産から收受する信託報酬より支弁します。

※税法が改正された場合は、上記の税額が変更されることがあります。

※この他にファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。上記「指定投資信託証券の概要」をご参照下さい。

※なお、ファンドの信託報酬等にファンドが投資対象とする指定投資信託証券の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率等について試算した概算値は、年1.65%±0.5%です。但し、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の指定投資信託証券の組入状況等によっては変動します。

### (4) 【その他の手数料等】

#### 信託財産で間接的に負担する費用・税金

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息等、ファンドに組入れる有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料及び売買委託手数料に対する消費税等に相当する金額の費用は、信託財産が支弁します。

<手数料等に関する照会先(委託会社)>

名 称	株式会社パリミキアセットマネジメント
電話番号	(本社) 03-6682-2868
お問い合わせの 受付時間	午前9時～午後5時 定休日：土曜日・日曜日・祝日並びに年末年始
ホームページ	<a href="https://pmam.co.jp/">https://pmam.co.jp/</a>

(5) 【課税上の取扱い】

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

① 個人の受益者の場合

a . 収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、以下の（表1）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません。）・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

b . 一部解約金・償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の譲渡益（解約価額又は償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、以下の（表1）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

税率は、以下の各期間について次のとおりです。なお、所得税については、2037年12月31日まで基準所得税に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

(表1)

期 間	税 率
2014年1月1日以降	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
2037年12月31日まで	
2038年1月1日以降	20%（所得税15%および地方税5%）

c . 損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益及び上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限ります。）から差し引くこと（損益通算）並びに3年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

また、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことが可能ですが（申告不要）。

② 法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金及び一部解約金・償還金の個別元本超過額については以下の（表2）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、益金不算入制度は適用されません。

税率は、以下の各期間について次のとおりです。なお、所得税については、2037年12月31日まで基準所得税に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

(表2)

期 間	税 率

2014年1月1日以降	15.315%（所得税15%及び復興特別所得税0.315%）
2037年12月31日まで	
2038年1月1日以降	15%（所得税15%）

③ 個別元本について

- a. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は、当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「④ 収益分配金の課税について」をご参照下さい。）

④ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

但し、課税対象となる分配金は普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）に関しては非課税扱いとなります。

※税法が改正された場合等は、上記「(5) 課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## 5 【運用状況】

(1) 【投資状況】 (2023年3月末日現在)

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	1,087,146,221	70.58
内　日本	1,087,146,221	70.58
投資証券	190,175,046	12.35
内　アイルランド	190,175,046	12.35
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	263,016,518	17.08
純資産総額	1,540,337,785	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】(2023年3月末日現在)

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	邦貨換算 評価額	投資比率
1	コムジェスト世界 株式ファンド (適格機関投資家 限定) 日本	投資信託 受益証券	465,509,328  605,860,390	1.3015  613,587,845	1.3181  613,587,845	613,587,845	39.83%
2	SBI中小型割安 成長株ファンド ジェイリバイン (適格機関投資家 専用) 日本	投資信託 受益証券	7,520  284,150,720	37,786.0000  285,511,840	37,967.0000  285,511,840	285,511,840	18.54%
3	クープラント・ カーディフ・ファ ンズ - CC ジャパン アルファ ファンド クラスC (アイルランド籍 UCITS適格オーブン エンド型投資信 託) アイルランド	投資証券	125,804.8540  192,917,340	1,533.465  190,175,046	1,511.667  190,175,046	190,175,046	12.35%
4	コムジェスト・ヨー ロッパ・ ファンド90 (適格機関投資家限 定) 日本	投資信託 受益証券	78,061,733  139,988,105	1.7933  141,486,891	1.8125  141,486,891	141,486,891	9.19%
5	コムジェスト・エ マージングマー ケッツ・ファンド 95 (適格機関投資家 限定) 日本	投資信託 受益証券	47,201,587  48,258,902	1.0224  46,559,645	0.9864  46,559,645	46,559,645	3.02%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の比率です。

(注2) 外貨建資産の邦貨換算評価額は、投資信託協会発表の為替レート (TTM)により算出しています。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	70.58
投資証券	12.35
合計	82.92

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

2023年3月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記計算期間末日の純資産総額の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (2008年4月8日)	70,105,000	—	1.0000	—
第1期計算期間末 (2009年3月3日)	179,487,763	179,487,763	0.6338	0.6338
第2期計算期間末 (2010年3月3日)	401,941,670	401,941,670	0.8714	0.8714
第3期計算期間末 (2011年3月3日)	589,482,000	589,482,000	0.9357	0.9357
第4期計算期間末 (2012年3月5日)	704,638,732	704,638,732	0.9060	0.9060
第5期計算期間末 (2013年3月4日)	744,992,016	744,992,016	1.0299	1.0299
第6期計算期間末 (2014年3月3日)	810,058,020	810,058,020	1.3274	1.3274
第7期計算期間末 (2015年3月3日)	945,080,584	945,080,584	1.6269	1.6269
第8期計算期間末 (2016年3月3日)	898,396,238	898,396,238	1.5327	1.5327
第9期計算期間末 (2017年3月3日)	1,087,241,224	1,087,241,224	1.7953	1.7953
第10期計算期間末 (2018年3月5日)	1,256,806,111	1,256,806,111	2.0852	2.0852
第11期計算期間末 (2019年3月4日)	1,228,752,478	1,228,752,478	2.0020	2.0020
第12期計算期間末 (2020年3月3日)	1,246,897,543	1,246,897,543	2.0343	2.0343
第13期計算期間末 (2021年3月3日)	1,452,299,227	1,452,299,227	2.5318	2.5318
第14期計算期間末 (2022年3月3日)	1,422,582,960	1,422,582,960	2.3673	2.3673
第15期計算期間末 (2023年3月3日)	1,531,814,766	1,531,814,766	2.4230	2.4230
2022年3月末日	1,528,810,456	—	2.5483	—
4月末日	1,444,048,697	—	2.3881	—
5月末日	1,435,963,575	—	2.3616	—
6月末日	1,433,267,262	—	2.3448	—
7月末日	1,494,160,055	—	2.4359	—
8月末日	1,494,305,000	—	2.4253	—
9月末日	1,441,477,804	—	2.3354	—
10月末日	1,487,240,150	—	2.3816	—
11月末日	1,536,812,104	—	2.4631	—
12月末日	1,460,964,980	—	2.3360	—

2023年1月末日	1,536,991,547	—	2.4482	—
2月末日	1,522,739,081	—	2.4086	—
3月末日	1,540,337,785	—	2.4299	—

②【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1期計算期間（2008年4月8日～2009年3月3日）	0.0000
第2期計算期間（2009年3月4日～2010年3月3日）	0.0000
第3期計算期間（2010年3月4日～2011年3月3日）	0.0000
第4期計算期間（2011年3月4日～2012年3月5日）	0.0000
第5期計算期間（2012年3月6日～2013年3月4日）	0.0000
第6期計算期間（2013年3月5日～2014年3月3日）	0.0000
第7期計算期間（2014年3月4日～2015年3月3日）	0.0000
第8期計算期間（2015年3月4日～2016年3月3日）	0.0000
第9期計算期間（2016年3月4日～2017年3月3日）	0.0000
第10期計算期間（2017年3月4日～2018年3月5日）	0.0000
第11期計算期間（2018年3月6日～2019年3月4日）	0.0000
第12期計算期間（2019年3月5日～2020年3月3日）	0.0000
第13期計算期間（2020年3月4日～2021年3月3日）	0.0000
第14期計算期間（2021年3月4日～2022年3月3日）	0.0000
第15期計算期間（2022年3月4日～2023年3月3日）	0.0000

③【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期計算期間（2008年4月8日～2009年3月3日）	△36.6
第2期計算期間（2009年3月4日～2010年3月3日）	37.5
第3期計算期間（2010年3月4日～2011年3月3日）	7.4
第4期計算期間（2011年3月4日～2012年3月5日）	△3.2
第5期計算期間（2012年3月6日～2013年3月4日）	13.7
第6期計算期間（2013年3月5日～2014年3月3日）	28.9
第7期計算期間（2014年3月4日～2015年3月3日）	22.6
第8期計算期間（2015年3月4日～2016年3月3日）	△5.8
第9期計算期間（2016年3月4日～2017年3月3日）	17.1
第10期計算期間（2017年3月4日～2018年3月5日）	16.1
第11期計算期間（2018年3月6日～2019年3月4日）	△4.0
第12期計算期間（2019年3月5日～2020年3月3日）	1.6
第13期計算期間（2020年3月4日～2021年3月3日）	24.5
第14期計算期間（2021年3月4日～2022年3月3日）	△6.5
第15期計算期間（2022年3月4日～2023年3月3日）	2.4

(注) 収益率は、以下の計算式により算出しております。

$$\text{収益率} = (\text{計算期間末の基準価額} - \text{当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額}) \div \text{前期末の基準価額} \times 100$$

第1期は、前期末の基準価額ではなく設定日の基準価額にて計算しております。

なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

## ◆運用実績◆

(2023年3月31日現在)

### 基準価額・純資産総額の推移

基準価額 24,299円 純資産総額 1,540百万円

※基準価額は1万口当たりの金額です。



### 主要な資産の状況

順位	国/地域	種類	投資信託証券	通貨	投資比率
1	日本	投資信託受益証券	コムジェスト世界株式ファンド（適格機関投資家限定）	円建て	39.83%
2	日本	投資信託受益証券	SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバライブ（適格機関投資家専用）	円建て	18.54%
3	アイルランド	投資証券	ケープランド・カーティフ・ファンズ- OCジャパン アルファファンド クラスC (アイルランド籍 UCITS適格オープンエンド型投資信託)	円建て	12.35%
4	日本	投資信託受益証券	コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90（適格機関投資家限定）	円建て	9.19%
5	日本	投資信託受益証券	コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド95（適格機関投資家限定）	円建て	3.02%

・投資比率は、純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率です。（小数点以下第2位未満を四捨五入しています。）

### 年間收益率の推移（暦年ベース）



### 分配の推移（税引前）

決算日	1万口当たりの分配金
第11期（2019年3月4日）	0円
第12期（2020年3月3日）	0円
第13期（2021年3月3日）	0円
第14期（2022年3月3日）	0円
第15期（2023年3月3日）	0円
設定来累計	0円

※2008年は設定日（2008年4月8日）から年末までの收益率。

2023年は1月から作成基準日（2023年3月31日）までの收益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

※小数点以下第1位未満を四捨五入しています。

- 運用実績はあくまでも過去のものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 最新の運用実績は、表紙に記載する当社のホームページでご確認いただけます。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1期計算期間 (2008年4月8日～2009年3月3日)	283, 971, 450	756, 998	283, 214, 452
第2期計算期間 (2009年3月4日～2010年3月3日)	194, 484, 082	16, 458, 489	461, 240, 045
第3期計算期間 (2010年3月4日～2011年3月3日)	191, 909, 429	23, 126, 721	630, 022, 753
第4期計算期間 (2011年3月4日～2012年3月5日)	168, 419, 109	20, 712, 769	777, 729, 093
第5期計算期間 (2012年3月6日～2013年3月4日)	141, 535, 927	195, 935, 331	723, 329, 689
第6期計算期間 (2013年3月5日～2014年3月3日)	97, 644, 424	210, 695, 404	610, 278, 709
第7期計算期間 (2014年3月4日～2015年3月3日)	59, 735, 187	89, 109, 080	580, 904, 816
第8期計算期間 (2015年3月4日～2016年3月3日)	62, 509, 451	57, 248, 809	586, 165, 458
第9期計算期間 (2016年3月4日～2017年3月3日)	57, 469, 639	38, 026, 860	605, 608, 237
第10期計算期間 (2017年3月4日～2018年3月5日)	59, 591, 423	62, 472, 446	602, 727, 214
第11期計算期間 (2018年3月6日～2019年3月4日)	46, 281, 048	35, 257, 258	613, 751, 004
第12期計算期間 (2019年3月5日～2020年3月3日)	38, 019, 714	38, 837, 221	612, 933, 497
第13期計算期間 (2020年3月4日～2021年3月3日)	41, 786, 566	81, 102, 184	573, 617, 879
第14期計算期間 (2021年3月4日～2022年3月3日)	44, 446, 644	17, 130, 460	600, 934, 063
第15期計算期間 (2022年3月4日～2023年3月3日)	49, 568, 570	18, 296, 692	632, 205, 941

(注) 当初申込期間中の設定数量は70, 105, 000口です。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### 1) 申込み期間

原則として委託会社及び販売会社の各営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。

また、委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止すること及びすでに受けた取得申込の受付を取消することができます。

#### 2) 申込みの受付場所

当ファンドの取得の申込みは、下記の申込取扱場所で取扱っています。

#### <申込取扱場所(委託会社)>

株式会社パリミキアセットマネジメント(※)	
所在地	(本社) 〒104-0031 東京都中央区京橋三丁目3番4号 京橋日英ビル3階
電話番号	(本社) 03-6682-2868
営業時間	午前9時～午後5時
定休日	土曜日、日曜日、祝日並びに年末年始

(※)クローバー・アセットマネジメント株式会社は、「委託会社」であるとともに、自己が発行した当ファンドの受益権を自ら募集する「販売会社」も兼ねております。

#### 3) 申込価額

申込価額：取得申込受付日の翌々営業日の基準価額（当初申込期間は1口当たり1円）とします。

#### 4) 申込単位

1万円以上1円単位

※収益分配金を再投資する場合は1円単位とします。

#### 5) 申込手数料

ありません。（無手数料）

#### 6) ファンドの申込（販売）手続きについてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

#### <照会先(委託会社)>

名 称	株式会社パリミキアセットマネジメント
電話番号	(本社) 03-6682-2868
お問い合わせの 受付時間	午前9時～午後5時 定休日：土曜日・日曜日・祝日並びに年末年始
ホームページ	<a href="https://pmam.co.jp/">https://pmam.co.jp/</a>

- \* 受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時に又はあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関との振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項を振替機関へ通知します。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関への当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

## 2 【換金（解約）手続等】

当ファンドは、原則としてファンドの設定日以降、委託会社及び販売会社の各営業日のいつでも換金することができます。

- 1) 受益者は、委託会社に1円以上1円単位の『金額指定』、又は『全額換金』の指示をもつて、一部解約の請求をすることができます。（『金額指定』解約の場合、計算時に口座残高が請求金額に満たない場合には、自動的に『全額換金』として処理されます。）
- 2) 当該解約口数の計算には、原則として申込日の翌々営業日における解約価額（当ファンドは信託財産留保金がありませんので、基準価額となります。以下同じ。）を用います。解約口数の計算で生ずる1口未満の端数の取扱いについては、委託会社又は販売会社にお問合せ下さい。  
解約価額は、委託会社又は販売会社に問合わせることにより知ることができます。基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。
- 3) 解約代金は、原則として解約の実行の請求を受けた日から起算して6営業日目から支払われます。

### 4) 解約価額の照会方法

解約価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社又は販売会社に問合せることにより知ることができます。なお、基準価額は1万口単位で表示されます。

当ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

<照会先(委託会社)>

名 称	株式会社パリミキアセットマネジメント
電話番号	(本社) 03-6682-2868
お問い合わせの 受付時間	午前9時～午後5時 定休日：土曜日・日曜日・祝日並びに年末年始
ホームページ	<a href="https://pmam.co.jp/">https://pmam.co.jp/</a>

### 5) 途中解約の請求の受付を中止する特別な場合

- (a) 金融商品取引所における取引停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で途中解約の実行の請求の受付を中止すること、及びすでに受けた途中解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

- (b) 途中解約が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中解約請求を撤回できます。但し、受益者がその途中解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、途中解約中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中解約の実行の請求を受付たものとして取り扱うこととします。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

- a. 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券、及び借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。
- b. 基準価額（受益権1口当たりの純資産価額を表示したもの）は、毎営業日に委託会社及び販売会社に問合わせることにより知ることができます。また、基準価額は、原則として翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

<照会先(委託会社)>

名 称	株式会社パリミキアセットマネジメント
電話番号	(本社) 03-6682-2868
お問い合わせの 受付時間	午前9時～午後5時 定休日：土曜日・日曜日・祝日並びに年末年始
ホームページ	<a href="https://pmam.co.jp/">https://pmam.co.jp/</a>

- c. 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

#### (2) 【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります。委託会社は受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

信託期間は無期限です。

但し、下記「(5) [その他] a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

#### (4) 【計算期間】

計算期間は、原則として毎年3月4日から翌年3月3日までとします。なお、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。但し、最終計算期間の終了日は、下記「(5) [その他] a. 信託の終了」による解約の日までとします。

#### (5) 【その他】

##### a. 信託の終了

- イ. 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ロ. 委託会社は、上記イ. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ書面決議の日並びに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ハ. 上記ロ. の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本ハ. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ. 上記ロ. の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ホ. 上記ロ. からニ. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ロ. からニ. までに規定するこの信託契約の解約を行うことが困難な場合についても同様とします。
- ヘ. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ト. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。但し、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「b. 信託約款の変更ロ.」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- チ. 下記「e. 受託会社の辞任に伴う取扱いロ.」に該当することとなったときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 信託約款の変更

- イ. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更すること又はこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更又は併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は、本b. に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ロ. 委託会社は、上記イ. の事項（上記イ. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記イ. の併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ハ. 上記ロ. の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本ハ. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ. 上記ロ. の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ホ. 書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。
- ヘ. 上記ロ. からホ. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ト. 上記イ. からヘ. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- チ. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記イ. からホ. までの規定に従います。

c. 運用報告書等の作成

委託会社は投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供します。この場合において、委託者は運用報告書を交付したものとみなします。

なお、上記にかかわらず、委託者は受益者から運用報告書の交付の請求があった場合にはこれを交付します。

d. 信託財産に関する報告

受託会社は、毎決算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。また、受託会社は、信託終了のときは最終計算を行い、信託

財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

- e. 受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い
  - イ. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は上記b. の規定に従い、新受託会社を選任します。
  - ロ. 委託会社が新受託会社を選任することができないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。
- f. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://pmam.co.jp/>

但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。
- g. 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、所定の事務を委託します。
- h. 委託会社の事業譲渡及び承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。また、委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継せざることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継せざることがあります。
- i. 信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

#### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- a. 収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて委託会社が支払いを決定した収益分配金を請求する権利を有します。当ファンドは、分配金再投資専用ファンドですので、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に委託会社又は販売会社により、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

b. 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）の翌営業日以降）から受益者に支払います。償還金の支払いは、委託会社又は委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。但し、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

c. 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に1円単位の『金額指定』又は『全額換金』の指示をもって一部解約の実行を請求する権利を有します。一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。

d. 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

e. 反対者の買取請求権の不適用

イ. 上記「3 資産管理等の概要(5)【その他】a. 信託の終了」の信託契約の解約、又は「同b. 信託約款の変更」の信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に、当該解約又は重大な約款の変更等に反対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

ロ. 前項の規定については、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第41条（信託の一部解約）の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより、当該請求に応じることとする場合には適用しません。

f. 受益者集会

受益者集会は開催しません。従って、その議決権等は存在しません。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期計算期間（2022年3月4日から2023年3月3日まで）の財務諸表について、イデア監査法人により監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月30日

クローバー・アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 立野晴朗  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている浪花おふくろファンドの2022年3月4日から2023年3月3日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、浪花おふくろファンドの2023年3月3日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、クローバー・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

クローバー・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 【財務諸表】

浪花おふくろファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第14期 2022年3月3日現在	第15期 2023年3月3日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	54,265,382	20,308,180
金銭信託	397,588	939,164
コール・ローン	113,000,000	243,000,000
投資信託受益証券	1,042,058,158	1,078,258,117
投資証券	216,563,243	192,917,340
流動資産合計	<u>1,426,284,371</u>	<u>1,535,422,801</u>
<b>資産合計</b>	<u>1,426,284,371</u>	<u>1,535,422,801</u>
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	123,365	120,250
未払委託者報酬	<u>3,578,046</u>	<u>3,487,785</u>
流動負債合計	<u>3,701,411</u>	<u>3,608,035</u>
<b>負債合計</b>	<u>3,701,411</u>	<u>3,608,035</u>
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	600,934,063	632,205,941
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	821,648,897	899,608,825
（分配準備積立金）	<u>661,841,421</u>	<u>642,348,089</u>
元本等合計	<u>1,422,582,960</u>	<u>1,531,814,766</u>
<b>純資産合計</b>	<u>1,422,582,960</u>	<u>1,531,814,766</u>
<b>負債純資産合計</b>	<u>1,426,284,371</u>	<u>1,535,422,801</u>

## (2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第14期 自 2021年3月4日 至 2022年3月3日	第15期 自 2022年3月4日 至 2023年3月3日
<b>営業収益</b>		
受取利息	10	154, 372
有価証券売買等損益	$\triangle$ 86, 605, 817	43, 054, 055
為替差損益	1, 100, 825	6, 335, 283
その他収益	57, 573	—
<b>営業収益合計</b>	$\triangle$ 85, 447, 409	49, 543, 710
<b>営業費用</b>		
支払利息	125, 464	177, 941
受託者報酬	506, 452	487, 719
委託者報酬	14, 689, 411	14, 145, 975
その他費用	404, 850	487, 563
<b>営業費用合計</b>	15, 726, 177	15, 299, 198
<b>営業利益又は営業損失（△）</b>	$\triangle$ 101, 173, 586	34, 244, 512
<b>経常利益又は経常損失（△）</b>	$\triangle$ 101, 173, 586	34, 244, 512
<b>当期純利益又は当期純損失（△）</b>	$\triangle$ 101, 173, 586	34, 244, 512
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1, 646, 068	81, 885
期首剩余金又は期首次損金（△）	878, 681, 348	821, 648, 897
剩余金増加額又は欠損金減少額	72, 078, 479	68, 818, 059
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	72, 078, 479	68, 818, 059
剩余金減少額又は欠損金増加額	26, 291, 276	25, 020, 758
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	26, 291, 276	25, 020, 758
<b>分配金</b>	—	—
<b>期末剩余金又は期末欠損金（△）</b>	821, 648, 897	899, 608, 825

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第15期 自 2022年3月4日 至 2023年3月3日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p><b>投資信託受益証券</b>            移動平均法に基づき、時価で評価しております。            時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p><b>投資証券</b>            移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。            時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p><b>受取配当金</b>            原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p><b>外貨建取引等の処理基準</b>            外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第14期 2022年3月3日現在	第15期 2023年3月3日現在
1. 期首元本額	573,617,879円	600,934,063円
期中追加設定元本額	44,446,644円	49,568,570円
期中一部解約元本額	17,130,460円	18,296,692円
2. 計算期間末日における受 益権の総数	600,934,063口	632,205,941口

(損益及び剩余金計算書に関する注記)

区分	第14期 自 2021年3月4日 至 2022年3月3日	第15期 自 2022年3月4日 至 2023年3月3日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（330,495,583円）及び分配準備積立金（661,841,421円）より分配対象額は992,337,004円（1口当たり1,651324円）であります。分配は行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（401,625,563円）及び分配準備積立金（642,348,089円）より分配対象額は1,043,973,652円（1口当たり1,651319円）であります。分配は行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	第14期 自 2021年3月4日 至 2022年3月3日	第15期 自 2022年3月4日 至 2023年3月3日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのリスクを適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。また、運用部門から独立した投資政策委員会によりリスクのモニタリング等のリスク分析管理を行うと同時にコンプライアンス部門によりファンドの運用の基本方針の遵守状況のチェックを行っており、この結果は投資政策委員会を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

## II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第14期 2022年3月3日現在	第15期 2023年3月3日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	金融商品は全て時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。  (3)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第14期 2022年3月3日現在	第15期 2023年3月3日現在
	当計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	当計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	△8,387,563	65,276,522
投資証券	△84,602,551	△23,645,903
合計	△92,990,114	41,630,619

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第14期 2022年3月3日現在	第15期 2023年3月3日現在
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第14期 自 2021年3月4日 至 2022年3月3日	第15期 自 2022年3月4日 至 2023年3月3日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	第14期 2022年3月3日現在	第15期 2023年3月3日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2. 3673円 (23, 673円)	2. 4230円 (24, 230円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額
投資信託受益証券	日本円	SBI 中小型割安成長株 ファンド ジェイリバ イブ (適格機関投資家専 用)	7,520	284,150,720
		コムジェスト・エマージ ングマーケット・ファン ド95 (適格機関投資家限定)	47,201,587	48,258,902
		コムジェスト・ヨーロッ パ・ファンド90 (適格機関投資家限定)	78,061,733	139,988,105
		コムジェスト世界株式 ファンド (適格機関投資 家限定)	465,509,328	605,860,390
		日本円 小計	590,780,168	日本円 1,078,258,117
		投資信託受益証券 合計		1,078,258,117
投資証券	日本円	クープランド・カーディ フ・ファンズ CC ジャパ ン アルファファンド ク ラスC (アイルランド籍UCITS 適格オープンエンド型投 資信託)	125,804.8540	日本円 192,917,340
		日本円 小計	125,804.8540	日本円 192,917,340
投資証券 合計				192,917,340
合計				1,271,175,457

投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2023年 3月31日現在

I 資産総額	1, 542, 124, 973円
II 負債総額	1, 787, 188円
III 純資産総額 (I - II)	1, 540, 337, 785円
IV 発行済数量	633, 899, 997口
V 1単位当たり純資産額 (III / IV)	2, 4299円

## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 名義書換等

該当事項はありません。

### (2) 受益者名簿

作成しません。

### (3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (4) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。但し、上記①の振替機関等が振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

### (6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。但し、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社又は販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

### (8) 質権口記載又は記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定による他、民法その他の法令等に従って取扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額(2023年3月末日現在)

###### a. 資本金の額

資本金	100,000千円
-----	-----------

発行する株式総数	600,000株
----------	----------

(内訳)

甲種類株式	500,000株
-------	----------

乙種類株式	320,000株
-------	----------

発行済株式総数	430,060株
---------	----------

(内訳)

甲種類株式	274,918株
-------	----------

乙種類株式	155,142株
-------	----------

(注) 種類株式の内容は次の通りであります。

乙種類株式は議決権を有しません。

##### ※最近5年間の資本金の変動

2018年 7月25日	減資 191,500千円	(資本金 100,000千円)
-------------	--------------	-----------------

###### b. 会社の機構

###### ①経営体制

取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、前任又は他の在任取締役の任期満了時までとします。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。取締役会は、取締役の中から代表取締役を1名以上選定します。また、法令又は定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定し、取締役の職務執行を監督します。

②会社の組織図



### ③投資運用の意思決定機構

#### 〈運用会議〉

- ① 毎週1回会議を開催
- ② 運用部長及び運用担当者等で構成
- ③ 投資環境全般の分析・検討・資産配分の検討
- ④ 運用計画案の策定



#### 〈投資政策委員会〉

- ① 毎月1回会議を開催
- ② 運用部長を議長とし、代表取締役、運用担当者、業務管理部長、コンプライアンス室長で構成
- ③ 資産運用の基本方針、組入資産等の検討及び運用部からの運用計画案を承認
- ④ 投資政策委員会議事録を作成



#### 〈運用部〉

- ① 投資政策委員会の決定した運用計画の実行（ポートフォリオの構築、売買の指示）、組入資産の調査・分析及びモニタリング等



#### 〈投資政策委員会〉

- ① 運用の成果、運用プロセス等のチェック及び分析管理
- ② ポートフォリオのモニタリング及び評価

#### 〈コンプライアンス室〉

- ① 運用経過及び結果の把握
- ② 運用の基本方針等の遵守状況チェック
- ③ 信託約款規程事項との整合性のチェック

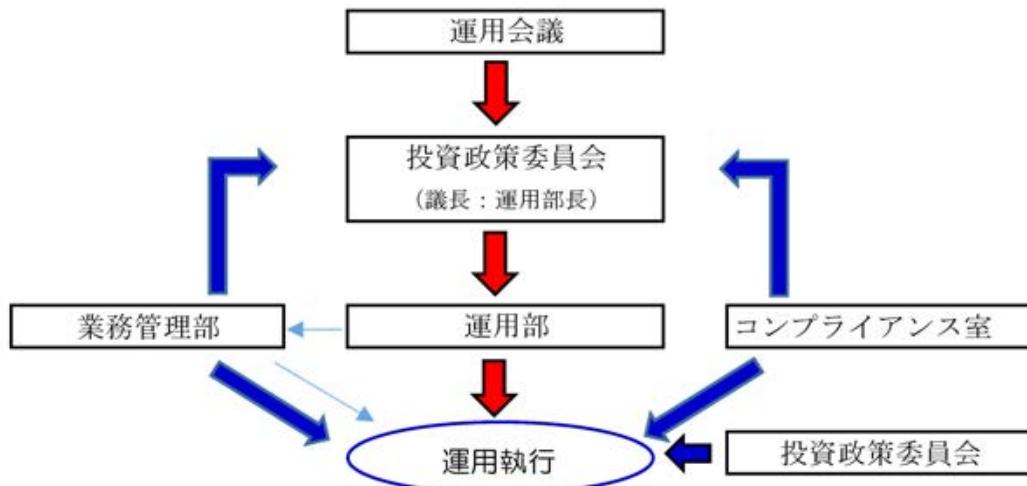
#### 〈業務管理部〉

- ① 約定報告、売買内容確認等
- ② 発注

※上記投資運用の意思決定機構は2023年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 「運用組織図」

- ➡ 運用執行ライン
- ➡ 確認・指導等情報提供ライン
- ➡ 発注ライン



※上記運用組織図は、2023年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利益相反となる取引の防止を目的として、「内部者取引の管理等に関する規則」、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の社内諸規則を設けております。また、「運用規程」、「ファンドマネージャー規程」を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めております。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）及びその受益権の募集（第二種金融商品取引業）を行っています。

2023年3月末日現在、当社は下記のとおり、投資信託の運用を行っています。

商品分類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	4本	13,295,335,863円

### 3 【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社である株式会社パリミキアセットマネジメント（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- (2) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期事業年度（自 2021年4月1日至2022年3月31日）の財務諸表について、イデア監査法人の監査を受けております。  
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期事業年度に係る中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）の中間財務諸表については、イデア監査法人の中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

クローバー・アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 立野晴朗  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクローバー・アセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クローバー・アセットマネジメント株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第16期事業年度 (2021年3月31日)	第17期事業年度 (2022年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	70,524	110,431
直販顧客分別金信託	31,100	30,000
前払費用	4,476	3,451
未収委託者報酬	12,384	13,123
未収還付法人税等	0	0
<b>流動資産合計</b>	<b>118,486</b>	<b>157,007</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b> ※1		
建物	663	605
器具備品	309	159
<b>有形固定資産合計</b>	<b>973</b>	<b>765</b>
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	433	127
<b>無形固定資産合計</b>	<b>433</b>	<b>127</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	17,197	17,329
長期前払費用	2,930	90
敷金	3,290	3,290
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>23,418</b>	<b>20,710</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>24,825</b>	<b>21,603</b>
<b>資産合計</b>	<b>143,311</b>	<b>178,610</b>

負債の部

流動負債

預り金	※2	10,523	15,688
未払金		4,088	4,714
未払法人税等		180	180
未払消費税等		6,520	3,266
賞与引当金		1,255	886
役員賞与引当金		1,398	680
流動負債合計		23,967	25,416
固定負債			
繰延税金負債		185	3,108
固定負債合計		185	3,108
負債合計		24,152	28,525

純資産の部

株主資本

資本金		100,000	100,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		20,510	51,348
利益剰余金合計		20,510	51,348
自己株式		△7,410	△7,410
株主資本合計		113,100	143,938
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		6,058	6,146
評価・換算差額等合計		6,058	6,146
純資産合計		119,158	150,084
負債・純資産合計		143,311	178,610

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第16期事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第17期事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
<b>営業収益</b>		
委託者報酬	133,997	150,996
<b>営業収益合計</b>	<b>133,997</b>	<b>150,996</b>
<b>営業費用</b>		
支払手数料	17,811	27,313
広告宣伝費	300	300
委託計算費	14,850	14,621
営業雑経費	11,657	9,643
通信費	8,102	7,315
印刷費	2,456	1,180
協会費	771	767
その他	326	379
<b>営業費用合計</b>	<b>44,619</b>	<b>51,877</b>
<b>一般管理費</b>		
給料	41,450	43,597
役員報酬	15,448	14,889
給料手当	13,509	13,691
賞与	2,337	2,445
役員賞与	3,091	5,379
法定福利費	4,410	5,624
賞与引当金繰入額	1,255	886
役員賞与引当金繰入額	1,398	680
交際費	160	5
旅費交通費	1,309	1,273
租税公課	59	43
不動産賃借料	6,671	6,671
退職給付費用	673	820
減価償却費	744	513
諸経費	9,162	12,383
<b>一般管理費合計</b>	<b>60,231</b>	<b>65,308</b>

営業利益	29, 146	33, 810
営業外収益		
受取利息	2	1
助成金収入	1, 046	-
雑収入	46	96
営業外収益合計	1, 094	97
営業外費用		
雑損失	18	11
営業外費用合計	18	11
経常利益	30, 221	33, 897
税引前当期純利益	30, 221	33, 897
法人税、住民税及び事業税	180	180
法人税等調整額	△1, 334	2, 879
当期純利益	31, 376	30, 838

(3) 【株主資本等変動計算書】

第16期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本				自己株式	株主資本合計		
	利益剰余金		利益剰余金合計					
	その他利益剰余金	繰越利益剰余金						
当期首残高	100,000	△ 10,866	△ 10,866	△ 7,410	81,723			
当期変動額								
当期純利益		31,376	31,376			31,376		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	31,376	31,376	-	31,376			
当期末残高	100,000	20,510	20,510	△ 7,410	113,100			

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券	評価・換算差額等	
	評価差額金	合計	
当期首残高	2,898	2,898	84,621
当期変動額			
当期純利益			31,376
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,160	3,160	3,160
当期変動額合計	3,160	3,160	34,536
当期末残高	6,058	6,058	119,158

第17期事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本				自己株式	株主資本合計		
	利益剰余金		利益剰余金合計					
	その他利益剰余金	繰越利益剰余金						
当期首残高	100,000	20,510	20,510	△ 7,410	113,100			
当期変動額								
当期純利益		30,838	30,838			30,838		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	30,838	30,838	-	30,838			
当期末残高	100,000	51,348	51,348	△ 7,410	143,938			

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券	評価・換算差額等	
	評価差額金	合計	
当期首残高	6,058	6,058	119,158
当期変動額			
当期純利益			30,838
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	87	87	87
当期変動額合計	87	87	30,925
当期末残高	6,146	6,146	150,084

注記事項

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、建物（附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 15年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づき償却しております。 (3) 長期前払費用 均等償却によっております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準	当社は、投資運用サービスから委託者報酬を稼得しており、これには成功報酬が含まれている場合があります。 1. 定率報酬 委託者報酬のうち定率報酬は、当社が運用するファンドに係る信託報酬で、投資信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって年4回もしくは年2回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 2. 成功報酬 委託者報酬のうち成功報酬は、対象となる投資信託の過去の日々の基準価額の最高額をハイウォーターマークとし、日々基準価額がこれを上回った場合のみ、その差額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

第16期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額 繰延税金資産 2,879千円

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上する方針としております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

第17期事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当事業年度は繰延税金資産を計上しておりません。

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上する方針としております。翌事業年度においては繰越欠損金が見込まれることから、繰延税金資産の回収可能性は無いものと判断しております。なお、この見積りの結果は「税効果会計関係」の注記に記載のとおりであります。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### (会計方針の変更)

#### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による、当事業年度に係る財務諸表への影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる財務諸表への影響はありません。

### (貸借対照表関係)

#### ※1 有形固定資産の減価償却累計額

	第16期事業年度 (2021年3月31日)	第17期事業年度 (2022年3月31日)
建物	276千円	334千円
器具備品	3,791千円	3,941千円

※2 預り金のうち投資信託の直販に伴う顧客からの預り金

	第16期事業年度 (2021年3月31日)	第17期事業年度 (2022年3月31日)
預り金	10,437千円	15,312千円

(損益計算書関係)

第16期事業年度	第17期事業年度
自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日	自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日
該当なし	該当なし

(株主資本等変動計算書関係)

第16期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数 (株)
甲種類株式	274,918	-	-	274,918
乙種類株式	155,142	-	-	155,142
合計	430,060	-	-	430,060

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数 (株)
甲種類株式	-	-	-	-
乙種類株式	3,420	-	-	3,420
合計	3,420	-	-	3,420

第17期事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数 (株)
甲種類株式	274,918	-	-	274,918
乙種類株式	155,142	-	-	155,142
合計	430,060	-	-	430,060

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数 (株)
甲種類株式	-	-	-	-
乙種類株式	3,420	-	-	3,420
合計	3,420	-	-	3,420

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金および自社設定投資信託に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。また、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

當業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないものと認識しております。投資有価証券は基準価額の変動リスクに晒されております。これら資金運用に係るリスクは、管理部門による継続的なモニタリングにより管理しております。

未払金等の負債は全て1年内の支払期日であり、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰り計画の作成などにより当該リスクを管理しております。

### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第16期事業年度（2021年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	17,197	17,197	—
資産計	17,197	17,197	—

(\*1) 現金は注記を省略しており、預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収還付法人税等、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似していることから、注記を省略しております。

第17期事業年度（2022年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	17,329	17,329	—
資産計	17,329	17,329	—

(\*1) 現金は注記を省略しており、預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収還付法人税等、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似していることから、注記を省略しております。

(注1)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第16期事業年度（2021年3月31日）

	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
現金及び預金	70,524	—	—	—
直販顧客分別金信託	31,100	—	—	—
未収委託者報酬	12,384	—	—	—
未収還付法人税等	0	—	—	—
合計	114,009	—	—	—

第17期事業年度（2022年3月31日）

	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
現金及び預金	110,431	—	—	—
直販顧客分別金信託	30,000	—	—	—
未収委託者報酬	13,123	—	—	—
未収還付法人税等	0	—	—	—
合計	153,555	—	—	—

(注2)有価証券に関する事項

#### 投資有価証券

投資有価証券はすべて投資信託であり基準価額により評価しております。なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日）第26項の経過措置を適用し、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は記載しておりません。

(有価証券関係)

## 1. その他有価証券

第16期事業年度(2021年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	17,197	8,074	9,123
小計		17,197	8,074	9,123
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないも の	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	—	—	—
小計		—	—	—
合計		17,197	8,074	9,123

第17期事業年度(2022年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	17,329	8,074	9,255
小計		17,329	8,074	9,255
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないも の	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	—	—	—
小計		—	—	—
合計		17,329	8,074	9,255

## 2. 売却したその他有価証券

第16期事業年度 (2021年3月31日)

該当事項はありません。

第17期事業年度 (2022年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

第16期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員に対する退職給付制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出年金制度

当社の確定拠出年金制度への要拠出額は、138千円であります。

第17期事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員に対する退職給付制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出年金制度

当社の確定拠出年金制度への要拠出額は、820千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	第16期事業年度 (2021年3月31日)	第17期事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(*2)	37,070	19,247
賞与引当金	421	297
繰延税金資産小計	37,491	19,545
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(*2)	△34,612	△19,247
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-	△297
評価性引当額小計(*1)	△34,612	△19,545
繰延税金資産合計	2,879	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△3,064	△3,108
繰延税金負債合計	△3,064	△3,108
繰延税金資産の純額	△185	△3,108

(\* 1) 評価性引当額が15,067千円減少しております。この減少の主な内容は、当事業年度末に税務上の繰越欠損金の期限切れがあったためであります。

(＊2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

第16期事業年度（2021年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 6年以内	合計
税務上の繰越欠損金(a)	17,822	7,744	6,855	2,218	2,429	—	37,070
評価性引当額	△ 15,364	△ 7,744	△ 6,855	△ 2,218	△ 2,429	—	△ 34,612
繰延税金資産	2,457	—	—	—	—	—	(b) 2,457

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 翌事業年度において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。

第17期事業年度（2022年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 6年以内	合計
税務上の繰越欠損金(a)	7,744	6,855	2,218	2,429	0	—	19,247
評価性引当額	△ 7,744	△ 6,855	△ 2,218	△ 2,429	0	—	△ 19,247
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

第16期事業年度 (2021年3月31日)		第17期事業年度 (2022年3月31日)	
法定実効税率	33.59%	法定実効税率	33.59%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.99%	交際費等永久に損金に算入されない項目	6.01%
住民税均等割	0.60%	住民税均等割	0.53%
評価性引当額の増減	△ 84.35%	評価性引当額の増減	△ 44.45%
期限切れの税務上の繰越欠損金	41.35%	期限切れの税務上の繰越欠損金	13.35%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△ 3.82%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.02%

### (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、投資運用業の单一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

(単位：千円)

	第17期事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
顧客との契約から生じる収益	150,996
定率報酬	134,893
成功報酬	16,102
その他の収益	—
営業収益	150,996

(セグメント情報等)

#### 1. セグメント情報

第16期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）及び第17期事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 2. 関連情報

第16期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

##### (1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

##### (2) 地域ごとの情報

###### ① 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

###### ② 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

##### (3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
株式会社ルネット	48,647	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬を顧客ごとに集計しております。

第17期事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

##### (1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

##### (2) 地域ごとの情報

###### ① 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

###### ② 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
株式会社ルネット	50,782	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬を顧客ごとに集計しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第16期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

第17期事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第16期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

第17期事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第16期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

第17期事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

第16期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

第17期事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社ルネット(非上場)

(1株当たり情報)

	第16期事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第17期事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	279円29銭	351円78銭
1株当たり当期純利益	73円54銭	72円28銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

	第16期事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第17期事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純利益	31,376千円	30,838千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	31,376千円	30,838千円
普通株式の期中平均株式数	426,640株	426,640株
甲種類株式	274,918株	274,918株
乙種類株式	151,722株	151,722株

(注3) 甲種類株式及び乙種類株式については、普通株式と同等の取扱をしております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2022年12月1日

クローバー・アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

イデア監査法人  
東京都中央区  
指 定 社 員 公認会計士 立 野 晴 朗  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクローバー・アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、クローバー・アセットマネジメント株式会社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		第18期中間会計期間末 (2022年9月30日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		76,865
直販顧客分別金信託		30,000
未収委託者報酬		13,882
前払費用		3,106
未収還付法人税等		0
流動資産合計		123,854
固定資産		
有形固定資産	※1	
建物		577
器具備品		84
有形固定資産合計		661
投資その他の資産		
投資有価証券		15,884
長期前払費用		2,419
敷金		3,290
投資その他の資産合計		21,594
固定資産合計		22,256
資産合計		146,111

(単位：千円)

第18期中間会計期間末  
(2022年9月30日現在)

負債の部	
流動負債	
預り金	※2 9,207
未払金	5,115
未払法人税等	90
未払消費税等	682
賞与引当金	886
役員賞与引当金	680
流動負債計	16,662
固定負債	
繰延税金負債	2,701
固定負債計	2,701
負債の部合計	19,364
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	29,048
繰越利益剰余金	29,048
利益剰余金合計	△7,410
自己株式	121,638
株主資本合計	
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	5,108
評価・換算差額等合計	5,108
純資産合計	126,747
負債・純資産合計	146,111

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第18期中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	
<b>営業収益</b>	
委託者報酬	66,494
営業収益合計	66,494
営業費用	29,599
一般管理費 ※1	37,224
営業損失	329
営業外収益	66
営業外費用	6
経常損失	269
特別損失	
事故損失賠償金 ※2	21,940
特別損失合計	21,940
税引前中間純損失	22,210
法人税、住民税及び事業税	90
法人税等合計	90
中間純損失	22,300

(3) 中間株主資本等変動計算書

第18期中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		その他利益剰余金	繰越利益剰余金		
当期首残高	100,000	51,348	51,348	△ 7,410	143,938
当中間期変動額					
中間純損失		△ 22,300	△ 22,300		△ 22,300
株主資本以外の項目の当中間期 変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	△ 22,300	△ 22,300	-	△ 22,300
当中間期末残高	100,000	29,048	29,048	△ 7,410	121,638

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	6,146	6,146	150,084
当中間期変動額			
中間純損失			△ 22,300
株主資本以外の項目の当中間期 変動額（純額）	△ 1,037	△ 1,037	△ 1,037
当中間期変動額合計	△ 1,037	△ 1,037	△ 23,337
当中間期末残高	5,108	5,108	126,747

## 注記事項

### (重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、建物（附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 15年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づき償却しております。 (3) 長期前払費用 均等償却によっております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準	当社は、投資運用サービスから委託者報酬を稼得しており、これには成功報酬が含まれている場合があります。 1. 定率報酬 委託者報酬のうち定率報酬は、当社が運用するファンドに係る信託報酬で、投資信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって年4回もしくは年2回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 2. 成功報酬 委託者報酬のうち成功報酬は、対象となる投資信託の過去の日々の基準価額の最高額をハイウォーターマークとし、日々基準価額がこれを上回った場合のみ、その差額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

### （会計方針の変更）

#### （時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定期会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定期会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定期会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる中間財務諸表への影響はありません。

(中間貸借対照表関係)

	第18期中間会計期間末 (2022年9月30日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 器具備品	362千円 4,016千円
※2 預り金のうち投資信託の直販に 伴う顧客からの預り金	8,575千円

(中間損益計算書関係)

	第18期中間会計期間 (自 2022年4月1日至 2022年9月30日)
※1 減価償却実施額	有形固定資産 103千円 無形固定資産 127千円
※2 事故損失賠償金	当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第18期中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
甲種類株式	274,918	-	-	274,918
乙種類株式	155,142	-	-	155,142
合計	430,060	-	-	430,060

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
甲種類株式	-	-	-	-
乙種類株式	3,420	-	-	3,420
合計	3,420	-	-	3,420

(リース取引関係)

該当事項はありません。

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似していることから、注記を省略しております。

第18期中間会計期間末（2022年9月30日現在）

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	15,884	15,884	—
資産計	15,884	15,884	—

### 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

第18期中間会計期間末（2022年9月30日現在）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	—	15,884	—	15,884
資産計	—	15,884	—	15,884

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

当社が保有する投資信託は、投資信託財産が金融商品であり、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

第18期中間会計期間末（2022年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	15,884	8,074	7,810
	小計	15,884	8,074	7,810
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		15,884	8,074	7,810

(デリバティブ取引関係)

第18期中間会計期間末 (2022年9月30日現在)
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

#### 1. セグメント情報

第18期中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 2. 関連情報

第18期中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

##### (1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

##### (2) 地域ごとの情報

###### ① 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

###### ② 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

##### (3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
株式会社ルネット	22,537	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬を顧客ごとに集計しております。

#### 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

#### 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

#### 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

(単位：千円)

第18期中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	
顧客との契約から生じる収益	66,494
定率報酬	66,494
成功報酬	—
その他の収益	—
営業収益	66,494

(1株当たり情報)

第18期中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	
1株当たり純資産額	297円 8銭
1株当たり中間純損失金額	52円26銭

(注1)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎

第18期中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	
中間純損失	22,300千円
普通株主に帰属しない金額	一
普通株式に係る中間純損失	22,300千円
普通株式の期中平均株式数 甲種類株式	426,640株
乙種類株式	274,918株
	151,722株

(注3) 甲種類株式及び乙種類株式については、普通株式と同等の取扱をしております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役もしくは執行役、その他役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令が定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当するものをいいます。以下④及び⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③及び④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

##### ①定款の変更

委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### ②取締役の変更

取締役は、株主総会において選任及び解任します。取締役の変更があった場合には、監督官庁に届出を行います。また、委託会社の常務に従事する取締役が、他の会社の常務に従事し、あるいは事業を営もうとする場合には、監督官庁の承認が必要となります。

##### ③訴訟事件その他重要事項

2023年3月末日現在、委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えた事実、又は与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

# 『浪花おふくろファンド』

約　款

株式会社パリミキアセットマネジメント

## ＜追加型証券投資信託　浪花おふくろファンド＞

### 運用の基本方針

約款第18条の規定に基づき、委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

一般家庭の“時間をかけた財産作り”をお手伝いさせていただくために、信託財産の長期的な成長を図ることを目的としています。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

主として国内外の株式等を投資対象とする投資信託証券（投資信託の受益証券（投資法人の投資証券を含みます。）以下同じ。）を投資対象とします。

##### (2) 投資態度

運用にあたっては、景気変動のサイクルに沿った、アセットアロケーションの切り替えを大前提とします。厳しい基準に基づいて選択されたファンドを活用し、景気サイクルのダイナミズムを先取りする形で、資産配分を行っていきます。運用成果については、特定のベンチマークを設けることはしません。

短期的な市場変動に惑わされることなく、長期的な資産の成長を目指して運用を行います。

##### (3) 投資制限

①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。

③株式への直接投資は行いません。

④信用取引の指図は行いません。

⑤デリバティブの直接利用は行いません。

⑥組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーブーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑦一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

⑧外貨建資産への投資には制限を設けません。

⑨資金の借入れを行うことはできますが、当該借入金をもって有価証券等の運用は行いません。

### **3. 収益分配方針**

(1) 当ファンドは、毎決算時（毎年3月3日の年1回。休業日にあたる場合には、その翌営業日。）に原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

#### **①分配対象額の範囲**

経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

#### **②分配対象額についての分配方針**

委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等の理由により、分配を行わないことがあります。

#### **③留保益の運用方針**

収益分配に充てなかった利益の運用については、特に制限を設けません。委託会社の判断に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

(2) 当ファンドは分配金再投資専用です。収益分配金は所得税及び地方税を控除した金額を、ファンドの受益権の取得申込金として、各受益者（委託会社の指定する第一種金融商品取引業者及び登録金融機関を含みます。）毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じたものとします。

## 追加型証券投資信託『浪花おふくろファンド』約款

### (信託の種類、委託者及び受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、株式会社パリミキアセットマネジメントを委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

### (信託の目的及び金額)

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

### (信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

### (信託期間)

第4条 この信託の期間は、無期限です。ただし、信託契約締結日から第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項、第47条第2項の規定による信託終了日までとします。

### (受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

### (当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

### (受益権の分割及び再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分

割します。

- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けるものとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の取得申込単位及び価額)

第12条 委託者自ら、又は委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者、及び委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下本条において同じ）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を別に定める自動けいぞく（累積）投資約款に従って契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1万円以上1円単位をもって取得申込みに応ずることができるるものとします。ただし、第37条第1項並びに第37条第2項の規定に基づく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応ずることができるるものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者、又は委託者の指定する販売会社に、取得申込みと同時に又は予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、委託者（第40条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、又は委託者の指定する販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ④ 前項の規定に拘らず、受益者が第37条第1項及び第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第32条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定に拘らず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること及びすでに受付した取得申込みを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるとき又はやむをえない事情があると判断したときは、

振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定める「特定資産」の種類をいいます。)は次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

(運用の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を、主として別に定める証券投資信託の受益証券(以下「投資信託受益証券」といいます。)に投資することを指図します。

1. 金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号に掲げる投資信託または外国投資信託の受益証券
  2. 金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号に掲げる投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することができます。
1. 預金
  2. 金銭信託(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  3. コール・ローン
  4. 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポートジャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
  5. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ取引等エクスポートジャーの信託産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%とすることとし、当該比率を超えることとなつた場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

(利害関係人等との取引等)

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)及び受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の

兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項及び第24条において同じ。)、第24条第1項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人、又は受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第22条、及び第27条ないし第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役及び委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項及び同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）又は委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第22条、及び第27条ないし第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者及び受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### （運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用に当たっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

#### （同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の50以上となる投資の指図をしません。

- ② 前項の規定にかかわらず、約款または規約等においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること（投資信託委託業者又は販売会社による自己設定が行われる場合も含みます。）が定められている投資信託証券については上記制限を設けません。

#### （公社債の借入れ）

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品貸料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 21 条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第 22 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(外貨建資産の円換算及び予約為替の評価)

第 23 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第 24 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区別する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者及び委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混藏寄託)

第 25 条 金融機関または金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商

品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混載寄託することができるものとします。

(信託財産の登記等及び記載等の留保等)

第 26 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のため委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区分することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券の売却等の指図)

第 27 条 委託者は、信託財産に属する投資信託受益証券に係る信託契約の一部解約の請求及び信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 28 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金及び売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託受益証券に係る収益分配金及び有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 29 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
  1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券又は金融商品等の売却又は解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

2. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とします。
- ④ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第 30 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 31 条 信託財産に属する有価証券について、借替えがある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 32 条 この信託の計算期間は、毎年 3 月 4 日から翌年 3 月 3 日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 21 年 3 月 3 日までとし、最終計算期間の終了日は第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 33 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠く

ことができない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### (信託事務の諸費用)

第34条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。）、受託者の立替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし信託財産中より支弁します。

②信託財産の財務諸表の監査に要する費用及び信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額は、委託者が信託財産から收受する信託報酬より支弁します。

#### (信託報酬等の総額)

第35条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第32条に規定する計算期間を通じて毎日、次により計算した額とします。

・信託財産の純資産総額に応じて、段階的に次に掲げる率を乗じて得た額とします。

運用開始から最初に200億円を超えるまで・・・・・・・・・・・・年1万分の90

一度200億円を超えてから最初に1,000億円を超えるまで・・・・・・・・年1万分の80

一度1,000億円を超えたら・・・・・・・・・・・・年1万分の70

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の6月3日、9月3日、12月3日及び毎計算期末（当該日が休業日のときは翌営業日とします。）又は信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めるものとします。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配方式)

第36条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 収益分配金、利子及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を売買益をもって補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### (収益分配金、一部解約金及び償還金の支払い)

第37条 収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に当該終了日において振替機関等の

振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に係る収益分配金（委託者自らの募集に応じた受益者に係る受益権に帰属する収益分配金を除きます。）を委託者の指定する販売会社に交付します。なお、委託者の指定する販売会社は、別に定める自動けいぞく（累積）投資約款に従う契約に基づき、当該受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条 3 項の規定に従い、振替口座簿に記載又は記録されます。

- ② 委託者は、委託者自らの募集に応じた受益者に係る受益権に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該受益権の取得申込みに応じたことにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定に従い、振替口座簿に記載又は記録されます。
- ③ 一部解約金は、第 41 条 1 項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。
- ④ 信託を終了する場合に支払われる償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため委託者、委託者の指定する販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。
- ⑤ 前各項（第 1 項及び第 2 項を除きます）に規定する一部解約金及び償還金の支払いは、委託者、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、一部解約金及び償還金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の 受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

#### （償還金の時効）

第 38 条 受益者が、信託終了による償還金について第 37 条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、一部解約金及び償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 39 条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、一部解約金については第 37 条第 3 項に規定する支払日までに、償還金については第 37 条第 4 項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、一部解約金および償還金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(委託者自らの募集に係る受益権の口座管理機関)

第 40 条 委託者は、委託者自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載又は登録等に関する業務を委任することができます。

(信託の一部解約)

第 41 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 円単位の『金額指定』又は『全額換金』の指示をもって、解約の実行を請求することができます。ただし、『金額指定』による一部解約において、計算時に当該受益権が請求金額に満たない場合には『全額換金』として処理します。

② 前項の一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③ 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行請求日の翌々営業日の基準価額とします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。(当該受益者には、委託者より別途事情の通知を行います。) ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、第 4 項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 42 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金及び償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第43条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合についても同様とします。

#### （信託契約に関する監督官庁の命令）

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定に従います。

#### （委託者の登録取消し等に伴う取扱い）

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定に関わらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### （委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い）

第46条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡する THERE があり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契

約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任及び解任に伴う取扱い)

第 47 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 48 条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記による場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 48 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更すること又はこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定に拘らず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権の不適用)

第49条 第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己の有する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手続に関する事項は、第43条第2項または前条第2項に規定する書面に付記します。

- ② 前項の規定については、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第41条（信託の一部解約）の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより、当該請求に応じることとする場合には適用しません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第50条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称及び住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第51条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供します。この場合において、委託者は運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は受益者から運用報告書の交付の請求があった場合にはこれを交付します。

(公 告)

第52条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://pmam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成20年4月8日

委託者 クローバー・アセットマネジメント株式会社

受託者 株式会社りそな銀行

1. 約款第 16 条に定める証券投資信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号、同項第 11 号で定めるものをいいます。）は次の証券投資信託の受益証券をいいます。

- ・ SBI 中小型割安成長株ファンド ジェイリバブル（適格機関投資家専用）
- ・ NEXT FUNDS TOPIX 連動型上場投信
- ・ コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド 90（適格機関投資家限定）
- ・ コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド 95（適格機関投資家限定）
- ・ i シェアーズコア MSCI ヨーロッパ UCITS ETF EUR
- ・ i シェアーズ MSCI ヨーロッパ（除く英国） UCITS ETF EUR
- ・ i シェアーズ MSCI 英国 UCITS ETF
- ・ i シェアーズ MSCI 英国小型株 UCITS ETF
- ・ i シェアーズコア MSCI エマージング・マーケット ETF
- ・ i シェアーズ MSCI エマージング・マーケット ETF
- ・ i シェアーズコア S&P 500 ETF
- ・ i シェアーズコア MSCI パシフィック（除く日本） UCITS ETF
- ・ チカラ・ファンズ・PLC-チカラ ジャパン アルファファンド クラス C

(アイルランド籍 UCITS 適格オープンエンド型投資信託)

- ・ コムジェスト世界株式ファンド（適格機関投資家限定）
- ・ 2Xideas UCITS-グローバル・ミッドキャップ・ライブラリー・ファンド

(ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託)

- ・ ダイワ新興アセアン中小型株ファンド（ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託）
- ・ シンプレクス中計ファンド（ロング）（適格機関投資家専用）